

2020年度

予算要望・提言書

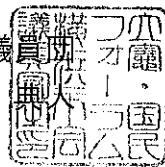
2019年9月

立憲・国民フォーラム横浜市会議員団

2019年9月20日

横浜市長 林 文子様

立憲・国民フォーラム横浜市会議員団
団長 今野



2020年度予算要望・提言にあたって

横浜市を取り巻く今後の社会環境は、少子化・人口減少が相俟ってこれまで経験したことのない超高齢社会に突入することが想定されています。

このような中で、オール横浜として子育て・介護・社会福祉の充実や学校をはじめとする公共施設の老朽化への対応、生活や命を脅かす自然災害への対応等「誰もが住みたいまち横浜・住み続けたいまち横浜」の実現を目指さなければなりません。

我々、立憲・国民フォーラム横浜市会議員団は、こうした課題を乗り越え、今後も横浜を発展させていくためには、市民に寄り添い多くの市民の賛同を得られるよう、民意を踏まえた市政の方針決定と施策の推進が必要と考えます。

また、財政健全化に取り組み持続可能な財政の確立こそが、本市のポテンシャルを最大限に發揮し、歴史と伝統を誇る輝かしい「横浜」を次世代に引き継ぐことに繋がるものと考えます。

2019年8月22日、林市長は、本市の未来を大きく左右する重大な政策決定、横浜へのIR誘致を表明しました。しかし、我々は、カジノに頼らない経済発展と財政の確立を構築するため、横浜ブランドを最大限に生かした、あらゆる可能性を追求すべきと考えます。そして、市民が安心して暮らし続けられる横浜としていくために、過去と今を見つめ未来にどのように繋げていくべきかを真摯に議論・検討し、以下の重点9項目および各局・各区に対し、2020年度の横浜市予算編成に対する予算要望・提言を行います。

【重点項目】

- 施策の推進と財政健全化の両立
- 公契約条例の制定
- 今後の保育行政のあり方
- 保育介護福祉人材確保に向けた本市独自の取り組み
- 米軍施設返還跡地の再利用
- 防災・減災対策の一層の充実強化
- 中学校給食実施に向けた調査検討を行うこと
- IR誘致を撤回し、市民意見を尊重した山下ふ頭の再開発
- 小児医療費助成制度の拡充

立憲・国民フォーラム横浜市会議員団

団長	こんの 典人	(緑区 6期)
副団長	大山 しょうじ	(港北区 5期)
副団長	有村 俊彦	(鶴見区 3期)
政調会会长	大岩 真善和	(旭区 3期)
市会副議長	谷田部 孝一	(金沢区 8期)
議員	花上 喜代志	(瀬谷区 11期)
議員	中山 大輔	(神奈川区 5期)
議員	こがゆ 康弘	(旭区 5期)
議員	ふもと 理恵	(泉区 4期)
議員	望月 高徳	(都筑区 3期)
議員	坂本 勝司	(戸塚区 3期)
議員	荻原 隆宏	(西区 3期)
議員	藤崎 浩太郎	(青葉区 3期)
議員	山浦 英太	(戸塚区 2期)
議員	梶尾 明	(港南区 1期)
議員	ふじい 芳明	(都筑区 1期)
議員	田中 ゆき	(青葉区 1期)
議員	長谷川 えつこ	(栄区 1期)
議員	森 ひろたか	(保土ヶ谷区 1期)
議員	大野 トモイ	(港北区 1期)

局別予算要望・提言

重点項目	1
温暖化対策統括本部	3
政策局	5
総務局	7
財政局	9
国際局	11
市民局	12
文化観光局	14
経済局	15
こども青少年局	17
健康福祉局	20
医療局・病院経営本部	23
環境創造局	24
資源循環局	26
建築局	28
都市整備局	30
道路局	33
港湾局	35
消防局	36
水道局	37
交通局	39
教育委員会事務局	44
選挙管理委員会事務局	47
議会局	48

重点項目

●施策の推進と財政健全化の両立

厳しい財政状況下ではあるが、限られた予算を効率的・効果的に配分し、子育て支援策、高齢・障害福祉施策、防災減災対策の充実など重要施策の更なる推進を図ること。同時に、財政の健全性維持のため一般会計が対応する借入金残高のみならず、3会計を合わせた借入金残高の着実な縮減を図り、将来に向けた責任ある財政運営を行うこと。また財政健全化判断比率及び資金不足比率の指標の推移に留意し、常に適正水準を追求すること。

●公契約条例の制定

全国的にも公契約条例の制定が進む中、横浜市としても低価格競争対策や、労働者が安心して働くことのできる環境づくりに率先して取り組む必要がある。そして横浜独自の条例制定に向けて具体的な検討を行う段階にきている。これまで行ってきた他の自治体の調査・研究結果を踏まえ、市として公契約条例の制定に積極的に本腰を入れて取り組むこと。また、指定管理者制度や複数年にわたる委託契約において、更なる適正化に努めること。また、こうした取り組みを通じて、公的業務における雇用労働条件の改善を図ること。

●今後の保育行政のあり方

慢性的に保育園に入る事が出来ない北部を始めとする待機児童・保留児童の解消に向け、保育所スペースの確保などをデベロッパーへ義務付けや、保護者ニーズに見合った整備への事業者支援を行うこと。また中期的視点から保育の質的向上と多様化するニーズへの対応にもより一層取り組むこと。

●保育・介護・福祉人材確保に向けた本市独自の取り組み

保育・介護・福祉に係る施設整備が進む中、サービスの質の維持・向上を図るために人材不足が深刻である。国・県とも連携し、保育・介護職員の待遇改善に向けて早急かつ具体的な施策をなお一層展開すること。また、既に実施されている待遇改善加算については、個々の職員への改善になっているか実態調査を行うこと。

●米軍施設返還跡地の再利用

旧深谷通信所は、基本計画に沿って市民意見を十分尊重しつつ適切な跡地利用を進めること。旧上瀬谷通信基地については、花博実現に向けて取り組むとともに、その後も見据えたインフラ整備を進めていくこと。旧富岡倉庫地区についても関係機関と鋭意調整を行い、市民が早期に利用できるよう検討を加速し、具体像を示すこと。根岸米軍住宅返還跡地利用についても、市民ニーズをしっかりと把握して計画を策定すること

●防災・減災対策の一層の充実強化

いつ起きてもおかしくない首都直下型地震等や大規模自然災害に備えるため、本市防災計画の実効性を絶え間なく検証し、ハード面、ソフト面両面からの防災力の強化を図り、減災に努めること。

●中学校給食実施に向けた調査検討を行うこと

横浜市はハマ弁を実施してきたが、目標とした喫食率20%に達しないのは、さまざまな課題があり、結果として市民のニーズを満たせていないものと言わざるを得ない。ハマ弁の契約期間満了を前に、市民ニーズの把握や市民からの要望の多い中学校給食の実施および各学校事情に応じた導入手法、スケジュールなど、調査検討を行うこと。

●IR誘致を撤回し、市民意見を尊重した山下ふ頭の再開発

カジノについては、多くの市民、港湾関係者が反対の姿勢を示していることを重く受け止め、市長の誘致表明をただちに撤回し、誘致しないこと。また、山下ふ頭再開発については、「ハーバーリゾートの形成」をめざし、環境に配慮しながら、観光・MICEを中心とした賑わい、市民が憩える水辺空間の創出など、横浜ブランドの可能性を最大限引き出せる計画を民間企業等の提案を募集するなどし、早急に示していくこと。

●小児医療費助成制度の拡充

小児医療費助成制度における所得制限の撤廃、通院費の無料化を早期に実現すること。

温暖化対策統括本部

1. 水素エネルギーを含めた再生可能エネルギーの普及促進については、費用対効果についてイニシャルコストやランニングコストを含めデータを基に検証し、真に必要か否かを十分に検討した上で実施すること。また、再生可能エネルギーの重要性を市民に対して定期的に周知を行うこと。
2. 一定規模以上の開発行為については、YSCPの実証実験で得られた成果を活かし、BEMS・CEMSなどを義務づけるなど、横浜市独自の新たな制度の導入について引き続き、検討すること。
3. 発電施設が集積する京浜臨海部は、高効率火力発電と再生可能エネルギーを組み合わせるエネルギーミックスの検証、排熱の相互利用などを検証するのにふさわしいエリアであり、温暖化対策に効果的な技術開発に官民一体で取り組む環境を整備するとともに、国への働きかけを積極的に行うこと。
4. 地球温暖化のリスクと、それによる影響（極端な降雨、高潮の危険等）が甚大であることを認識し、異常気象が続く中で、横浜市としての対策を今後は、市民に正しく伝えること。また、異常気象による想定外の災害が起こりうるという認識を横浜市の他部署（総務局危機管理室、消防局、道路局）と共有し、対策の再検討を進めていくこと。
5. 地球温暖化対策に必要不可欠な、環境技術のイノベーションを起こすために、グリーンテック関連企業の横浜への集積について、具体案を示すこと。具体案を示すにあたり、経済局はもちろん民間企業ともよく協議をし、連携の強化を図ること。
6. カーボン・オフセットは、オフセットを行う主体自らの削減努力を促進する点で、温室効果ガスの排出が増加傾向にある企業や、家庭での取組を促進することが期待される。横浜市の温室効果ガス排出量のうち、削減できない量の全部又は一部カーボン・オフセットを行い、温室効果ガス排出ゼロの実現を図ること。

7. 緊急地震速報・津波警報・気象等及び噴火に関する特別警報は、気象庁から通信事業者を経由して、緊急速報メールで市民に情報提供されているが、警報の発表地域や猶予時間など分かりやすくする必要がある。今後は、関係区局とも連携を強化して、横浜市としても情報提供の迅速化、予測制度の向上を図ること。

政策局

1. 横浜特別自治市制度の実現に向けては、住民自治の充実と拡充の観点を重視して進めること。制度の骨子にある「現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する」ために、住民が市政・区政に参画しやすい具体的な仕組みを早急に構築すること。
2. 返還された米軍施設跡地は、市民ニーズに基づいた跡地利用計画の策定に引き続き取り組むこと。また、その計画に沿った道路・上下水道等十分なインフラ整備に取り組むこと。未返還地域・施設については引き続き国に返還を働きかけること。
3. 指定管理者制度は、より市民満足度の高いサービスの実現のために、事業者の裁量の拡大、自主事業の積極的な展開、高齢化や人口減に対応する社会的課題解決に資する施設運営が可能となるよう、雇用の安定性と制度適用の妥当性を確保し、民間活力を十分に発揮できる態勢を整え、市民サービスの向上に向けた課題解決のため、行政と指定管理者がいっそう密な情報共有を図ること。
4. 横浜市官民データ活用推進基本条例及び計画に基づき、多様な課題解決に向けてより広く多くの市民が政策立案・提案に参画することが可能になるよう、全庁的なデータ公開の取り組みを加速し、市民の政策提案を各局がスムーズに取り入れることが出来る窓口の開設など、より市民に開かれた市政運営に取り組むこと。
5. 男女共同参画のより一層の推進の観点から、男女の分け隔てない勤務条件の確保や人事の推進、育児休暇の取得、ならびに男性の家事育児参加がスムーズに促進されるよう、市内の企業・団体等との連携をより一層緊密に取り、男女ともに働きやすい職場環境づくりを支援すること。
6. 新たな歳入確保を推進していくために、公共空間や公共施設の更なる活用に引き続き取り組むこと。その成果については分かりやすく全市域的に市民と共有していくこと。

7. 公共施設等のあらたな整備や、老朽化した施設の再整備等にあたっては、維持管理費の過重な負担が生じないよう、民間資金、ノウハウを活用し、収益性の見込める事業についてはこれを積極的に展開し、維持管理費に資する手法の導入を推進すること。その際、国内外の先行事例を日常的に研究しながら、市民負担を抑える最適な手法を選定すること。また、公共施設そのもののあり方や必要性は、市民の声を十分に踏まえ、少子高齢・人口減時代に適応した施設整備を進め、公共施設の計画的な改廃・保全に取り組むこと。

総務局

1. 本市職員間のセクハラ、パワハラなどのあらゆるハラスメントの根絶に向けた取り組みを引き続き行うこと。相談対応については、引き続き外部の専門カウンセラーなどにより相談者のプライバシーを守り、安心して相談できる環境・体制を整え早期解決に向けて十分な対応を図ること。
2. 横浜市においては、令和元年 6 月 1 日時点で障害者法定雇用率の達成しているところであるが、引き続き達成状況を維持するだけではなくより積極的に障害者雇用を進めていくとともに身体障害者、知的障害者、精神障害者の区別なく雇用し、合理的配慮を強く進めていくこと。
3. 昨今、ゲリラ豪雨など想定を超える降雨量や暴風などにより、各地で大規模な災害が発生している。危機管理と防災の観点から、倒壊の危険のある構造物や、対策の施されていないがけ地や斜面地、溢水の危険のある河川等への対策をより徹底して行うこと。また、民有地であっても被害発生の危険性あるものについては、積極的に周辺住民や所有者との接触を図り、想定を超える豪雨や暴風等自然災害に対する備えをこれまで以上に協働して取り組み、被害を未然に防ぐ対策を万全に施すこと。
4. 技術・技能の継承や災害対応の観点から、必要人員の確保に向け技能職員の新規採用を継続すること。また、必要に応じて局採用を積極的に推進すること。
5. 市の業務が多様化する中、専門性を持つ中途採用を積極的に推進し、その中途採用者においては、キャリアを生かせる配置を行い、その専門性を有効活用すること。
6. 外郭団体・関係団体に関する監査の厳格化と、それに必要な監査体制の一層の充実を図り、市民に対する説明責任を十分に果たせる透明性の確保に努め、包括外部監査による指摘事項を受けることのない組織体制の構築と運営を行うこと。
7. 歴史と伝統を誇る横浜市史の編纂については、検討にとどまらず、新市庁舎移転を機に早期着手すること。また、公文書の保管・管理を適切に行っていくこと。

8. 民主的な区政の実現のためには、横浜特別自治市制度の骨子にある「区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築」することが極めて重要であり、区民の代表として選挙されている市会議員が、区政に関するあらゆる情報を円滑に提供される環境の維持が不可欠である。この取り組みは特別自治市制度の成立を待たず実現可能なものであり、市会議員による民主的な区政チェックが担保されるよう、区長ならびに区職員からの市会議員への区政情報提供が滞ることなく日常的に徹底されるよう、具体的な対策を講じること。
9. 横浜特別自治市制度において、県よりの権限移譲の項目内容については、昨今激しく変化している豪雨災害に早急に対応するため、崖地・急傾斜地対策及び河川氾濫対策に必要な権限と財源を最優先事項として県と国に対し強く移譲要求すること。また、その他災害対策に関する移譲必要な事項の有無についても精査し、必要ある際には移譲要求を行うこと。
10. 本格的なオペラ・バレエの上演を可能にする劇場の整備の検討委員会が設置されているところであるが、その整備検討にあたっては、財政への負担の検証および市民の意見を聞く具体的な方法を明示すること。
11. 水道、交通、消防職員や教職員などの内定辞退の増や、採用応募者の減少に歯止めをかけるため、他自治体との職員待遇格差などを精査し、対策を講じること。
12. 横浜市の政策決定プロセスに関する公文書が適正に管理維持され、市民に広く開放された行政との情報共有を可能にする横浜市公文書館を新たに設置すること。

財政局

1. 横浜市との災害協力協定に基づき社会貢献活動の一端を担っている企業や、横浜型地域貢献企業などへのインセンティブ発注枠の拡大を行うこと。特に、総合評価の際に貢献活動実績のある企業に対する適切な評価を行えるよう、評価の適正運用と、評価内容のさらなる多様化を引き続き検討すること。
2. 単年度予算により完成時期が年度末となる工事が多く、繁忙期と閑散期の工事量の差が大きいことから、労働者の確保や資材入手に課題が生じている。また、一時期に工事が集中することにより市民生活にも影響が生じている。こうした弊害を緩和させるため、年度開始前及び年度当初における発注を増加させるなど発注時期の平準化の工夫を更に検討すること。
3. 公会計制度によって、将来負担等の推移を明示するなど財政運営上の横浜市の状況の変化を市民に分かりやすく示しつつ、行政職員にとっても効率的な財政運営の努力目標が把握しやすい状況を整え、不必要的支出を抑制し効率的な予算執行を実現すること。また、連結財務情報についても一層市民に親しみ分かりやすく、容易に入手可能な形で公開していくこと。
4. 自然増収を中心とした歳入面での収入増加と徹底した歳出面での経費削減努力によって、引き続き市の経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率について改善と健全性の維持に努めること。
5. 市場金利の上昇局面に備え、借入金については、積極的な借り換えおよび繰上償還等が可能となるよう引き続き国に制度変更を求めるとともに、返済額の圧縮および借入金利負担の軽減を行うこと。
6. ふるさと納税制度により、他自治体への税流出額は 136 億円にのぼる。この事実を市民と共有を図っていくこと。合わせて、この影響を緩和するためにも、横浜サポートーズ寄附金の寄附メニューは、横浜市全体の魅力を知つてもらうだけでなく、寄附者にとって相応に十分魅力あるものとし、寄付額の増を図ること。

7. 各局が保有する未利用地については、外部監査の意見を参考にしながらも、用地周辺地域の住民意思に基づきつつ、財政的視点と土地のもつ長期的な価値を精緻に検討し、単に売却するだけでなく定期借地などにより民間企業・団体等との連携のもと収益や市民福利を確保しながら財産維持する手法も含め適正活用していくこと。また、未利用土地を含む保有土地の適切な管理に努めること。
8. 公共施設等には、設立から長い時間が経過し、設立当初の目的が時代の経過と共に役割を終えたものや施設目的を再検討すべきものがある。地域の声を踏まえながら再活用や用途変更等の検討をし、今後の時代を見据えて市民生活向上のために有効活用すること。

国際局

1. 東京オリンピック・パラリンピックも来年に迫る。ラグビーワールドカップの開催の経験を生かし、より一層、多言語対応ボランティア等の育成が必要となるため、人材育成や市民活動の支援を充実させること。
2. 国際都市として役割を担うために、国際局が各局・分野にわたって国際事業を主導していく組織づくりを一層進めること。また、そのために外部人材の登用も含めマネージメントのできる人材確保を進めること。
3. 多文化共生社会実現のために、市・区でともに暮らしやすい街づくりを関係各局で連携しなお一層進めること。
4. 市内企業の海外インフラビジネス支援に向けて、市内企業への情報提供や合同調査等を行うとともに、Y-PORTセンターを活用して具体的な海外インフラビジネス案件を実際の事業に繋げられるよう積極的に情報収集してマッチングを図ること。また成果を検証し、具体的な数字などの目標と実績の差異を検証すること。
5. 「国際人材育成ビジョン」に基づき、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、国際社会へ対応できるグローバル人材の育成を進めること。また観光や港湾等今後の本市の事業モデルとなるような成功都市事例を研究・視察し、政策に生かすこと。
6. 第7回アフリカ開発会議開催の成果をしっかりと総括し、アフリカとの継続的な連携・協力の取組を通して「アフリカに一番近い都市」横浜としての地位を築き、維持し、市民に認知するための取り組みを行うこと。
7. 改正出入国管理法の施行により市内の在住・在勤の外国人のさらなる増加が見込まれるが、津波などの防災に関する基礎知識がない、国籍・宗教等により特殊な事情が発生する点に留意し、防災活動への積極的な参加を促すなど言語や文化の違いにかかわらず、だれもが安全に、安心して暮らせる地域づくりの観点から企業と連携を図り対策を強化すること。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、今後増加が見込まれる海外からの観光客が、災害などの緊急時に混乱を最小限に抑え、安全確保に努められるように情報発信などの対策を強化すること。

市民局

1. 区予算の権限・財源委譲については、引き続き、区局での連携をより一層深め、真に必要な事業については積極的に予算化を図ること。
2. 東京オリンピック・パラリンピックのセキュリティー対策や円滑・安全な運営について、国・県との連携にて万全を期すとともに、国・県と費用分担について横浜市に過度な負担とならないようにし、文化観光局とも連携しながら、観戦者が横浜で宿泊することも含め、経済効果が上がる取り組みを引き続き進めること。
3. 性的マイノリティの方々についての啓発と支援を一層進めるため、引き続き、市職員や教職員への研修会や学習会実施、啓発イベント開催、居場所づくり、相談体制確立、当事者支援に取り組むこと。また、市営住宅の家族用物件に同性カップルが入居できないなど本市に於ける具体的課題を分析し、パートナーシップ証明書の発行などの具体的解決策を講じること。
4. 市民の体力向上・健康増進に資するスポーツ活動および障害者スポーツ活動は、各区局と連携し、既存施設の有効活用など、その振興のための積極的な支援を、引き続き行うこと。
5. 東京パラリンピックを控え、各種情報共有や取り組みの一貫性を確保できるなどのメリットのある障害者スポーツ協会を設立すること。また、その検討状況をあきらかにすること。
6. 対応窓口が多岐にわたる各種手続きの際、ワンストップで手続きが可能となる手続き支援コーナー（仮称）を設置し、より一層の市民サービスを図ること。
7. 障害者スポーツの推進は、意思決定プロセスに一層の障害当事者が参画した上で進めること。
8. 横浜ラポールの利活用においては、障がいの特性に応じたスポーツの実施やインストラクターの配置などを行い、障害者スポーツを推進すること。あわせて、上大岡ラポールについて、障害者が利用しやすいものとなるよう、アクセス性や安全性の向上など周辺環境の整備を図ること。

9. 「地域共生社会の実現に向けた取り組み等」を推進するため、障害者の地域活動への参加機会の拡充や情報支援、コミュニケーション支援を拡充とともに、事業の実施にあたっては、企画・運営に障害当事者が関わる機会を増やしてゆくこと。

文化観光局

1. ムスリム旅行者の受け入れ環境整備については、早期に充実を図る必要があり、マット・コンパスの設置施設の拡充を図るとともに、礼拝所整備やトイレ改修・ハラール対応など関係機関の意見を踏まえるなど、引き続き、市内企業への支援を含めより一層の環境整備に取り組むこと。
2. 横浜への外国人観光客誘致拡大の取り組みを一層強化すること。特に、アジア圏の観光客誘致のため、横浜に対するニーズ調査を分析した上で外国人の好むコンテンツなど、新たな魅力の創出を行いつつ、他都市との差別化を図りながら集客力のある具体的な施策を引き続き展開すること。
3. 国際都市横浜における外国人観光客誘致施策として、市内全域でWi-Fi フリースポットのより一層の環境整備を図ること。
4. 横浜の誇る歴史的建造物を活かした魅力あふれる観光エリアを形成するため、都市整備局・道路局など関係局と連携した観光施策を引き続き展開すること。
5. 創造的産業については、これまでの取り組みについての経済効果を把握し、市内経済と市内企業のより一層の成長に貢献し、横浜のブランド力向上につながるよう、引き続き取り組むこと。
6. 大型客船の乗客向けの観光の実態調査に基づき、富裕層観光客の市内滞在促進や、リピーターとして横浜再訪の増加に取り組むこと。また、ツアーカーへの積極的な営業活動に取り組むこと。
7. 他都市と比べインバウンド伸び率が低く、横浜観光のマーケティング・マネジメントは改善の余地がある。観光コンベンション・ビューローの機能強化を図るか、もしくはそれを推進するDMOのような別組織を作り当該組織を通じて民間事業者との連携を図り、インバウンド増加を実現すること。
8. 子供たちの豊かな創造性や感受性を育むため、文化芸術を通じた横浜市の文化事業に積極的に参加できる機会を増やし、次世代育成の推進に取り組むこと。

経済局

1. 商店街空き店舗活用事業については、出店者・店舗オーナー・商店街それぞれの本質的課題を分析し、創造的な横浜モデル型地域のニーズを捉え、持続可能な店舗経営が出来るよう、マッチングと開業支援等を行うとともに経営ノウハウの支援も行うこと。また、後継者不足に悩む事業者に専門コンサルタントの紹介、意欲ある若者への橋渡しとなるような機会を積極的に作ること。
2. さまざまな理由により就労から離れた女性の復職・就労支援を拡充すること。あわせて市内中小企業に対し、女性が働き続けることのできる環境づくりを行うよう啓発活動に取り組むこと。また従来では男性の職場と捉えがちであった職業での、女性が働きやすい環境整備（更衣室やトイレなど）に関しては、積極的に行政が啓発活動を行い、相談などの更なるサポートも行うこと。
3. 南部市場跡地の賑わいエリアの開発には、従来から市場を担ってきた事業者との共存共栄を十分考慮し、関連棟を含めたエリアが一体となって発展するよう行政として取り組むこと。また、道路整備など周辺地域の将来を見据えた計画を行うこと。また、金沢臨海地域の各種施設（八景島やアウトレット等）との連携を計ること。合わせて、観光資源として最大限活用できるよう周辺エリアの回遊性向上を図っていくこと。
4. 「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、中小・零細企業向けの経営相談や事業承継支援等に積極的に取り組むとともに、人材確保が厳しい中で、採用の後押しとなるよう現在取り組んでいる施策をより市内企業へ浸透させること。また、市内中小・小規模企業の経営基盤強化に向けた取り組みを着実に実施すること。市内公共事業については元請企業に止まらず、下請け事業者についても市内企業を優先させる仕組みを検討すること。
5. 障害児者や被介護者など要ケア者の保護者（介護者）の支援やケアの観点に立ち、保護者が働く企業を顕彰するなど、保護者の働き方支援に取り組むこと。

6. 超高齢化社会を迎える、「シルバー人材センター」の在り方を見直し、高年齢者を労働スキルの高いプロフェッショナルと考え、働くことを通じて自信と生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献できるよう臨時的・短期的またはその他の軽易な仕事のみならず、企業と連携し、長期雇用なども視野に入れた求人職種の拡充、さらには高年齢者の起業支援窓口なども設置し、高齢者の働きたいをかなえる対策を講じること。

こども青少年局

1. 横浜市男女共同参画行動計画重点施策である「DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援」を実効性あるものとするため、DV被害者への支援充実のための十分な取り組みを行うこと。また、生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業について、面接や同行支援に対する予算を確保すること。加えてDV加害者の更生を図ること。
2. 地域子育て支援拠点・拠点サテライトは近隣住民に利用が偏る傾向も見られることから、必要な地域への区内複数設置を進めるとともに、交通手段についても工夫を行うこと。
3. 放課後児童育成事業についてのキッズクラブの運営に当たっては学校に過度な負担をかけないこと。放課後児童クラブについては、面積基準や耐震基準を満たすための分割・移転・耐震補強等に対して、引き続き各クラブの実情に合わせたきめ細かな支援を行うこと。
4. 児童虐待防止に関しては、不適切養育につながるリスクの高い妊産婦や家庭に対して早い時期から重点的に支援を行えるよう、職員の増員など含む予算の拡充と関係機関との連携強化を図ること。特に重篤事件を発生させない取り組みを、関係機関と連携し、怠ることなく実施すること。
5. モデル実施している「子育て世代包括支援センター」の取り組みを、早急に全区実施すること。また、ニーズの高い土曜開庁など、週末の相談に応える体制を拡充すること。
6. 不登校や引きこもりなど困難を抱える子どもや若者の自立支援施策に関して、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援事業となるよう取り組むこと。定期的な専門相談の実施などにより、区役所との連携強化を引き続き図ること。また、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション等のそれぞれの支援事業における効果を検証し、重複やニーズのずれが発生している場合は、事業・施設の集約化や改善を行うこと。
7. 子どもの貧困対策については、調査結果に基づき適切かつ効果的な対策を進めること。その際、学校や保育所・幼稚園や関係機関および地域と連携する仕組みを構築していくこと。

8. 横浜保育室の認可園への移行にあたっては、運営法人の意向と課題を十分確認し、対応が法人任せとならないようスムーズな移行に努めるとともに、補助の増額を図ること。
9. 地域療育センターでの障害児相談等は希望者が多く未だに数か月の待ちとなっている。昨今の発達障害児数の状況を踏まえ、全センター1か月以内の初診待機時間体制の確立を目指すこと。また、そのための抜本的な対策を検討すること。
10. 「産後うつ」が課題となる中、子育てが孤立化しやすい産後期の産後母子ケア事業については、その成果を検証し、更なる拡大に向けて予算拡充を行うこと。
11. 男女共同参画社会の推進に向けて、男女共同による家事・育児の推進を図り、引き続き育児支援推進事業に取り組むこと。
12. DV防止施策については、DV加害者の更生を図ることで、暴力そのものを減少させられるよう取り組まれたい。特に、DV加害者更生プログラムの提供や、提供できる団体の拡充、既存提供団体でのこれまで以上の推進を行うための、予算拡充を行い、より多くの人へ支援が行き届くよう充実させること。
13. 特別支援教育の推進、不登校対策の充実のため、特別支援コーディネーターの専任化を目指すとともに、特別支援教育非常勤の全校配置と配置時間の拡充を図ること。
14. 校務システムと庶務事務システム等の乱立を解消し、データを一元管理・共有できるシステム構築を図ること。また、横浜市学力・学習状況調査の結果など、児童・生徒の成績の状況や推移を小学校1年生から中学校3年生までの、9年間通して把握し、指導に活用できるようにシステムを構築すること。
15. キャリアアップ助成金制度を認可外施設も対象となるように検討すること。また、認可外でも、財政・設備の充実・支援などを検討すること。

16. こどもの貧困対策として具体的に取り組んで来た「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業（子ども食堂等）」や「寄り添い型生活支援事業（生活・学習支援等）」について全区展開できるよう、積極的に支援を行っていくこと。

17. 年間 9 千件以上の横浜市内の虐待対応に追われる児相、一時保護所、こども家庭支援センターなどの質の向上や施設の量的拡充が喫緊の課題となっている。その中、横浜市内にある 4 つの児相内にある一時保護所は定員を超え、子どもを一時保護しなければならない状況になっている。今後、個々の児童の状況に応じた支援をより可能にするためにも、各施設に専門性の高い職員の養成、正規専門職の増員、職員の待遇改善等、職場環境の改善を早急に図ること。

健康福祉局

1. 災害弱者といわれる障害者・高齢者等は、災害時に一人で避難出来ない人が多くおり、第三者の手助けが必要である。日頃、地域活動への参加が少ないことから、地域の積極的な声掛けや見守りの体制強化が求められる。災害時要援護者名簿の自治会・町内会や自主防災組織等への共有を一層進めること。
2. ユニット型個室だけでなく利用者ニーズに即した多床室型を含む、特別養護老人ホーム 600 床増床計画が滞ることないよう、事業者公募に努めること。
3. 小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所については、未整備圏域を早期に解消するとともに、サービスの質の向上を図ること。
4. 在宅医療・介護・認知症等に対するニーズが増大する中、在宅医療連携拠点のコーディネート機能強化や医療介護サービスの質向上のための研修を充実させるために必要な措置を講ずること。
5. 障害者の雇用拡大に向け、雇用主および就労者の課題とニーズを十分把握した支援を行えるよう、障害者就労支援センター等の人材確保と質の向上を図ること。
6. 身体障害者団体との連携を密にし、日常生活用具給付の実施においては障害者のニーズに応じた支援を推進していくこと。
7. 障害者・家族の高齢化により介護力が低下している。居宅介護・移動支援など、障害者サポート事業や日中活動の場の拡充、グループホームの増設が急務であり、引き続き設置目標の早期実現に向けた施策を推進すること。
8. 障害者歯科医療に関する利用実態調査を行い、患者数の推移を把握し、不足分に対応する高次障害歯科医療施設の設置に向け、関係機関と協議を行うこと。

9. 子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に関する相談については、様々な症状に苦しみ明確な治療法がない中にいる被害者の状況を丁寧につかむこと。また、横浜市で加入の全国市長会予防接種事故賠償補償保険による支払いを早急に行うこと。
10. がん検診の受診率については、全国平均を上回ること、特に受診率の低い働く世代の受診率向上を目指し、横浜健康21の目標達成に努めること。
11. よこはまウォーキングポイント事業について、ビッグデータを活用するなどし、具体的な効果の検証と費用対効果を含めた調査・分析・検証を行うこと。
12. 市民成年後見制度については、市民が中心となり、権利擁護が必要な高齢者・障害者を支えていくことができるよう更なる市民後見人の育成・大幅な登録者数拡大に取り組んでいくこと。そのためにも市民後見人のバックアップ体制を整えること。あわせて、法人後見についても周知・活用を図ること。
13. 生活保護受給者、女性、若年無業者、高齢者の雇用支援や、非正規雇用の正規雇用化に向けた施策支援のために、相談窓口の機能強化と各関連機関との連携を強化すること。
14. 精神障害にも対応した地域包括ケアを推進し、ピアサポートーやボランティア、家族会を活用し、精神障害者生活支援センターの機能強化を図ること。
15. 在宅で医療と福祉につながっていない精神障害者を医療や福祉との接点を作るため、アウトリーチ事業や家族支援を強化する精神障害者に対応した地域包括ケアシステムを構築すること。
16. 介護人材の確保・定着に向け、処遇改善の継続・拡充を国に訴えるとともに、処遇改善について市独自の対策を検討すること。また、介護職場従事者（事務系・清掃など）の処遇改善も重要な視点として、介護全体の改善を進めること。

17. 認知症初期集中支援チームの全区配置に伴い、支援制度の周知を図り、市民の認知症に対する理解・促進を図ること。
18. 横浜市福祉のまちづくり条例の具体的な実現へ向けて、各事業者、関連機関と密に連携を図り、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサルデザインに配慮した、ハード、ソフトを充実させること。
19. 横浜市こころの健康相談センターの機能拡充や質の向上、市民が相談しやすい環境整備を行うこと。
20. 医療的ケア児につき、待機保護者の付き添い解消に向けて取り組むこと。具体的には居宅以外への訪問看護師の訪問などが認められるよう取り組むこと。
21. アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症については、医療機関、市内の民間団体（回復施設、自助グループ）、精神保健福祉センターの取り組みと連携して対策を図ること。
22. 敬老バス、福祉バスについては、高齢者・障害者の健康増進・社会参加を促す持続可能な事業となるよう進めていくこと。
23. 視覚障がい者の安全を確保するため、シグナルエイドに対応した音声ガイドシステムの導入など、ICTを活用したシステム構築を推進すること。
24. 障がいを理由とする差別を解消するために、障害者差別解消法の周知と横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例に基づく斡旋の取り組み、ピア相談員のスキルアップ研修を推進すること。
25. 災害発生時の要援護者支援体制を強化すること。あわせて、要援護者の個別避難計画の作成を促進すること。
26. 視覚障害者の福祉避難所を拡充すること。
27. 災害時の動物救護対策において同行避難を推進するなかでは、市北部のみならず市南部にも救護拠点を整備するとともに、啓発活動を行うこと。

医療局・病院経営本部

1. より質の高い医療を提供するために、医療人材を育成・確保すること。また、地域での暮らしや看取りを支えるためのプライマリケアを担う総合診療医の育成や、不足する診療科や地域医療に貢献する医師の確保、多職種によるチーム医療を進めるための人材を確保・育成すること。そのためにも、待遇や勤務環境の改善を図ること。
2. 控除対象外消費税については、消費税の再増税に伴い今後の病院経営を更に圧迫する可能性があるので、早急に対応策について国への働きかけを行うこと。
3. 周産期医療体制の充実を図るため、産科病床の整備費等の助成をはじめ医師の増員・確保を進めるための施策を更に推進すること。
4. 急速に進む高齢化に対応するため、本市に適したＩＣＴを活用した地域医療ネットワークを構築できるよう、鶴見区のシステム構築をモデルとして、今後全市展開できるよう施策を強化すること。
5. 医療費適正化に向けて、医療ビックデータのデータベース化を進め、具体的な分析結果を示すとともに、データベースを有効活用できる職員を育成すること。
6. 市内医療機関での多言語対応などを進め、言語や文化の異なる外国人患者が安心して受診できる環境を整えること。また、大集客イベントでの、多数傷病者発生時の医療提供体制を検討し、テロ災害などを想定した訓練や研修を充実させること。
7. 精神疾患がある患者の救急受け入れについて精神病床のある救急医療機関への処置等ができる体制を構築すること。また、精神科病院と一般救急病院の地域連携を図ること。

環境創造局

1. 森林環境税（国税）、みどり税、および神奈川県の独自税制である水源を保全・再生するための個人県民税との目的の違いを今後も引き続き、周知徹底すること。
2. 全市的なスポーツ公園・施設の不足を解消するため、様々な手法を用いて積極的な整備を進めること。特に、市民の安全を確保した上で、民間所有の土地や市の下水道用地・調整池の利活用などを含め、公園やスポーツ施設として利用できるよう、引き続き、積極的に働きかけること。
3. 集中・ゲリラ豪雨が頻発する状況に鑑み、排水基準に満たない地域や浸水被害の頻発する地域を重点に、雨水幹線や貯留施設の整備を早急に進めること。また、宅内雨水浸透ますの普及が進んでいない現状に鑑み、積極的なPRを行い、設置促進に引き続き努めること。
4. 地産地消、防災機能、教育機能、市民農園の紹介など、都市農業の持つ多面的機能を市内小学校及び援農隊等の地元の取り組み事例などを引き続き積極的に広報活動を行い、都市農業への理解を促進すること。
5. 都市農業の保全と振興のため、横浜ブランドの農畜産物の新たな構築と販売促進を強化し、安定した供給や流通対策の支援を拡充すること。また、民間のノウハウを活用することにより、売り上げなど、実際の成果を実感できるよう取り組むこと。
6. 農業の後継者・担い手不足が市内でも深刻化している。あらゆる手法を使い、農業に関心を持つ市民の農業参加や援農隊の拡大強化を図ること。農福連携の強化についても検討すること。
7. 公園における公民連携に関する基本方針に関しては、周知徹底を図ること。また、引き続き、公園等の公共空間をこれまで以上に活用していくために、定期的に地域や民間事業者から、公園の魅力アップにつながる幅広い意見の収集を行い、情報発信をしながら公民連携の取り組みを積極的に推進すること。

8. 動物園は、市民の税金で施設を運営していることから、市民とそれ以外の利用者の入園料に差を設けることを検討すること。
9. 熱中症が原因の年間死者は全国で1000人超になっている。熱中症ゼロを目指すべく様々な熱中症対策に取り組むこと。特に、幼児や小学生、高齢者などの年齢に合わせた啓発や、大学・企業と連携した取組など街が暑くならない対策を、市を挙げて多角的に関係部局と連携し行い、熱中症撲滅を引き続き目指すこと。
10. 市内域内は、国、県、市がそれぞれ管理する河川が混在している。河川管理には多大な費用がかかることから、権限と財源が一体となった地方分権の推進に向け、関係部局と連携を図り、国・県に対して働きかけを粘り強く行うこと。

資源循環局

1. ごみ等の不法投棄の監視装置の拡大など防止措置をより徹底するとともに、夜間パトロールなどの取り締まりの強化を図っていくこと。あわせて、地域と連携した取り組みを強化すること。また、街中に不法投棄されているゴミを早期に撤去できる仕組み作りを図ること。
2. 新たな喫煙禁止指定地区については、今後も拡大を積極的に進めること。また、指定地区については、分煙を徹底するためにも、景観に配慮した喫煙所の設置など、喫煙環境の整備を行うこと。
3. 循環型社会形成推進交付金制度の予算について、予算拡充と活用範囲の拡大を国へ積極的に今後も働きかけること。また、市民サービスの向上と街の美化対策充実に向け、地域対策車・狭路車の増強を図ること。
4. 3R夢（スリム）プランの推進については、発生抑制をはじめとしたごみの減量化対策を更に進めること。特に、食品ロスへの取り組みについては、更なる削減に向けた対策が期待されるので、啓発活動を主体として積極的に進めること。
5. 家庭内に埋蔵されている不要となった水銀添加廃製品を集中的に分別回収し、水銀の回収など適正処理を行う必要があり、水俣条約や水銀に関する市民への啓発や、より積極的な分別回収と適切な処理・処分・管理を進めること。
6. 現在リースをしているごみ収集車を順次購入に切り替え、購入車両の割合を増やし、将来的な予算の平準化を行いつつ、コスト削減を図ること。
7. 家電リサイクル法のリサイクル料金については、料金の引き下げや前払い制の導入を図りつつ対象品目の拡大を検討するとともに、既存の粗大ごみ回収システム等を参考に、安心で安全なリサイクルルートとして市が関与した申告制度を確立すること。
8. ふれあい収集や持ち出し収集、いわゆるごみ屋敷対策について、福祉施策との連携を強化し、命とくらしを守るといった観点から研修等を通じて、職員の育成を行うとともに早期解消に努めること。

9. 地球温暖化対策、温室効果ガス排出量削減の観点から、プラスチック類・合成繊維のごみ削減やリサイクルの強化を図ること。特に、プラスチック類、合成繊維については、削減及びリサイクルの目標値を定め、達成度を隨時確かめ、目標管理をしっかりとすること。また、目標達成の為の具体策とロードマップを市民にわかりやすく周知を行うこと。
10. いつ発生するか分からない災害に備え、災害廃棄物処理計画に基づき早期に詳細な検討を行うこと。また、区内に数か所設置予定の一次仮置き場について、場所・箇所数の検討を行い、定期的に市民に周知すること。
11. 年間多くの食品ロスが発生する市内の外食産業が、エネルギー問題、環境問題、そして飲食店経営にも関わる食品ロス問題をどのように捉え、どのような対策を講じているか把握するためにアンケート調査実施すること。また、結果を踏まえ、事業者に対し、「食べきり協力店」登録や表彰制度だけでなく、新たな施策を検討すること。

建築局

1. 狹あい道路拡幅整備事業については、当該住民の理解を得ながら促進路線を拡大すること。また、新たに改正された横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例を活かして、狭あい道路の拡幅を進めるとともに、条例の趣旨の周知に努めること。
2. 横浜市耐震改修促進計画において住宅の耐震化を進めており、対象物件の14万戸のうち7万戸は、未だに物件オーナー等と連絡がとられていない状況である。早急に、木造住宅及びマンションの耐震診断・改修について積極的に啓発・PRを行い、制度の利用促進の強化を図ること。
3. 病院の震災対策は、平成31年3月にBCP（事業継続計画）が策定され、耐震診断や耐震化補強工事（上限5千万円）に対する補助制度等もあるが、耐震基準を満たしていない災害拠点病院や災害時救急病院がいまだにある。耐震化の早期実現を図ること。
4. 空き家対策については、協定を結んだ専門家団体、民間企業NPO法人等と連携を強化し、空き家の利活用の促進や法の権限行使した管理不全な空き家の対策など、様々な取り組みを積極的に進めること。あわせて特定空き家の指定について、主体性を持って取り組むこと。
- 5.これまで大都市郊外部は閑静な住宅地であることに価値を見出せたが、これからは、高齢者の社会参加や、若者向けの雇用やサービスの創出など、より能動的な活動がある地域が評価されることになる。今後さらに、増加する空き주택の活用による場の活用等、地域住民との連携体制をはじめ、民間の力を發揮させる環境を整備していく、持続可能な仕組み作りを行うこと。
6. 土砂災害警戒区域内にある危険度の高い民有地の所有者に対し、積極的かつ丁寧な相談・対応を行い、「防災対策工事助成制度」や「減災対策工事助成金制度」の周知と利用促進を行い、危険個所の改善を図ること。
7. 近年、くい打ちデータの不正など、建築物の安全性を揺らがせる事件は後を絶たない。そこで、横浜市としてチェック機能を強化するなど、市民の不安の解消に努めること。

8. 地域の道路状況などにより、安全面や防災面で課題のある地域の課題解決に向けた取り組みとして、地域まちづくり支援制度が今まで以上に活用されるよう、市民への周知と改善を図ること。
9. 第1種低層住居専用地域における容積率の緩和および敷地面積の最低限度の緩和について、社会情勢や地域事情等を考慮し検討を行っていくこと。
10. 空き家対策を促進させていくため、実務窓口の機能強化を図っていくとともに、空き家等対策の推進に関する特別措置法に準じた助言・指導を進めること。
11. 高齢者見守りサービス（安否確認サービス等）については実態に即した対応を進めていくこと。

都市整備局

1. 神奈川東部方面線については、鶴見駅への停車についても実現に向けて財源確保を含め、積極的に具体的な計画策定に取り組むこと。ダイヤ、停車駅については11月30日開業以降利用客の動向を把握し利便性の検証を行い柔軟な対応を関係鉄道事業者に求めること。
2. 高齢化・人口減少が進む中、買い物や通院など生活に必要な移動について安全安心な環境が整うよう、民有地・民間企業との密接な協力関係を構築し、より一層バリアフリー法に対応したまちづくりを進めること。
3. 引き続きJR横浜線新横浜駅ホームの混雑緩和と安全性の確保や横浜線ホームからの通路・改札口の新設を、強くJR東日本に求めること。
4. 鉄道駅の混雑緩和と安全性の確保については、鉄道各社や国県各関係機関との密な連携のもと具体的な対策を進めていくこと。とくに、可動式ホーム柵の整備は平成32年整備完了予定の補助対象28駅にとどまることなく設置が拡大していくよう強く働き掛けること。
5. まちの不燃化促進に向け建築物不燃化事業補助を引き続き推進するとともに、地域協働の防災まちづくりにおいては、狭い道路の拡幅事業が重要であるが、道路拡幅にあたって、横浜市は歩道縁石後退の義務付けがないため、車道の拡幅に至らないケースが発生している。建築局と連携のうえ、防災まちづくりにおいて、歩行者の安全確保と、緊急・福祉車両の走行確保の両面を満たす観点から、道路交通法において、歩道がある場合は、車両は車道を走行しなければならないと定めのあるなか、狭い道路拡幅の際には、歩道縁石後退が確実に行われるよう取り組みを進めること。
6. 徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を利用する生活への転換を促す「モビリティマネジメント」の推進は、とくに路線バスの利便性向上が重要であることから、バス各社の統一時刻表と統一路線マップの作成を市が主導して取り組むこと。また、駐輪場整備に引き続き取り組むと同時に、歩行者を最優先に安全を確保するまちづくりに取り組むこと。

7. 河川管理者である神奈川県と連携し、河川法準則の規制緩和を積極的に利用し、横浜駅周辺や大岡川など、水辺空間を利用した賑わいづくり、まちづくりをより一層推進すること。
8. 現市庁舎跡地利用については、横浜の新しい重要拠点として関内・関外地区の活性化とエリアマネジメントの重要性から、決定事業者と協力し、密な局際連携のもと全庁的な取り組みを進めること。
9. 横浜市高速鉄道4号線（グリーンライン）については開業から10年が経過し、本市の積極的な取り組みも相まって路線人口が増加している。引き続き、魅力ある街づくりを進めていくためにも沿線各駅における都市整備を行っていくこと。
10. 横浜駅東口に隣接する新都市センタービル1階の路線バスターミナルは施設の老朽化に加え、Bレーンのエレベーター不在など、高齢者や障がいを持たれる方々への利便性が不足している現状がある。高齢化に伴い今後ますます市内バリアフリー対策が求められるなか、継続的に横浜駅東口各事業者との話し合いを進め、より安全で便利な横浜駅東口バスターミナルの確保を行うこと。
11. 横浜駅東口のポルタ地下街入口付近にはエレベーターが1基しか設置されておらず、混雑が常態化している。とくにベビーカーでは階段やエスカレーターによる上下移動が困難なことから、ベビーカーや車いす等を利用する市民に不便を強いている状況があるため、横浜駅東口のポルタ地下街入口付近にエレベーターを最低でも1基増設されたい。
12. 横浜駅中央コンコースと西口地上1階との移動に加え、ダイヤモンド地下街と中央コンコースとの移動が集中し、横浜駅西口の中央コンコース地下1階エレベーター口では、東口同様に、ベビーカーの待機混雑が発生している。今後、エレベーター増設の可能性を限りなく追及するとともに、横浜駅構内及び横浜駅周辺に存するすべてのエレベーターの位置図を示し、移動導線の選択肢を分かりやすく明示すること。
13. 横浜駅及び周辺地下街において、市営地下鉄ブルーライン横浜駅改札への誘導サインを積極配置すること。その際、遠くからも視認可能な程度に大きく分かりやすい表示を行うこと。

14. 桜木町駅～横浜駅間の東横線線路跡地は、みなとみらい21地区と高島・戸部エリアの回遊性向上を図りつつ、防災の観点、賑わい創出の観点、美しい景観創出の観点を重点におき、市民に喜んでいただけるよう、道路局と深く連携を取り積極的に再整備を進めること。とくに国道に属する道路との性質を鑑み、国土交通省の「ウォーカブル推進都市」等、国の施策に積極的に参画し、市内外のより多くの政策関係者と情報を共有し、横浜有数の歴史遺産を有效地に再整備するよう全力を投入すること。

道路局

1. 防災面では緊急輸送路の確保、日常生活面では生活道路やバス通りの安全確保、混雑緩和のために、主要幹線道路網の整備を引き続き進めること。特に、高速道路網、横浜環状道路（北西線、南線、湘南道路）については引き続き必要な予算を確保すること。
2. 国でも自転車活用推進基本計画が策定されたが、海外を見ても、自動車から自転車への交通手段のシフトと、自転車専用道・通行帯の確保、拡充を行い、都市としての魅力向上、価値創造につなげている事例が散見されるようになっている。本市としても、国に追従するだけでなく、海外の都市に優る取り組みを展開すること。
3. 自動車の迷走事故が全国で頻発する中、危険性の高い交差点進入路での注意表記、カラー化など、対策を進め、引き続き事故の発生抑制に努めること。
4. 近年、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、多数の死傷者が発生する痛ましい事故が、全国で相次いで起きている。スクールゾーンの安全確保策については、いまだ未実施箇所を含め早急に対応すること。また、市全体で歩道の整備率を高めるとともに、安全対策にも注力すること。
5. 平成30年12月に策定した横浜市無電柱化計画が進められているが、スクールゾーンや、狭い道路、急坂のバス路線の無電柱化も早急に図ること。また、防災の観点だけでなく、通行空間の安全性・快適性の確保や、景観など都市戦略の一環としても積極的に無電柱化を推進すること。
6. 高齢化する郊外住宅地を抱える本市において、高齢者の移動手段の確保が課題となっている。他都市においては、行政の主導・積極的関与で、いわゆるコミュニティバスの整備などが進められて来ている。事例によっては、民間バスと共存し、採算性の見込める運行を行っている。本市としても、一層の高齢化を迎えるにあたり、地域発意のみならず、積極的な研究、提案、推進により、地域交通の充実に努めること。

7. 横浜市生活交通バス路線維持支援制度については、福祉的観点から、必要なバス路線の全市的見直しも検討すること。また、環境問題への対応、高齢化の進展等の中で、引き続き、バスには中心的な公共交通機関としての役割が期待される。都市構造やその変化を見極めながら、地域の実情に応じて、新たな路線への支援を検討すること。
8. 路線バスが原因となる交通渋滞解消のために、優先順位の高い幹線道路など、全てのバス停留所に対して計画的にバスベイを整備すること。また、商業地区における貨物専用パーキングや、荷さばき車両用駐車スペースを神奈川県警と協議し、整備を推進すること。
9. 魅力ある景観・まちづくりや環境に配慮した交通施策推進の観点から、駅周辺の放置自転車対策として、駅近辺の駐輪場設置が効果的であるので、スペースをとらない地下（または地上）機械式駐輪施設に関しては、他都市事例を参考にし、まずはモデル地区を検討し、整備を進めること。
10. 神奈川県警から「バス停留所危険度判定」がなされ、県内 84ヶ所の危険停留所のうち 40ヶ所は横浜市内のバス停である。横断歩道に近接した停留所や交通環境の危険度が高いバス停については、地域住民に配慮し、路線バス事業者、県警、道路管理者と連携して安全対策の強化を図り、その進捗状況なども定期的に公表すること。
11. 今後市内の高齢化が更に加速することが想定されている中で、交通不便地域における孤立が深刻な課題となっている。民間企業との連携やコミュニティバスの導入等、地域交通の充実を進めていくこと。

港湾局

1. 横浜港に寄港するインセンティブを調査・分析し、国の補助制度を活用したコンテナ貨物集貨や航路開設支援をより一層充実させること。
2. 超大型客船の受け入れのために整備した大黒埠頭は、賑わい創出のためにスカイウォークの有効活用や、周辺の観光資源との連携を図り、乗船客のみならず、客船を見学に来た観光客を取り込むソフト面での仕組みを構築すること。
3. 水辺空間の賑わい創出のため、臨港パーク、象の鼻パーク、シンボルタワー、海づり公園等の港湾緑地について、積極的な活用を推進し、レクリエーション、イベント、近隣施設との連携を充実させ、市民への積極的な開放と利用が進むように官民協働で取り組むための制度を構築すること。
4. 災害時の物流拠点として、横浜港の各施設の耐震性の向上など防災機能を強化すること。
5. 横浜川崎国際港湾株式会社とともに参画するエコバンカーシッピング株式会社がジャパンマリンユナイテッド株式会社と横浜港を母港とする LNG 燃料供給建造契約を締結したが、STS 方式による、船舶向け LNG バンガリング事業を 2020 年度中に確実に開始できるよう取り組みを進めること。また、日本初の事業として横浜市がイニシアチブをとり、LNG 燃料供給船の係留場所の提供、LNG バンカリング事業者のサポート、LNG 燃料船を誘致するインセンティブ制度の創設などの拠点形成の実現に向けた取り組みを進めること。

消防局

1. 全区消防団の充足率100%達成に向け、各区の取り組みを参考に引き続き取り組みを進めていくこと。
2. 消防団の資機材老朽化、可搬リフターの電動化等の改善に向け、引き続き予算確保を図っていくこと。
3. 市民の生命・身体・財産を守る業務を日夜通じて行っている消防職員の働く環境整備として、引き続き寝室の個室化を進めていくこと。あわせて女性消防職員の勤務環境改善を一層進めていくこと。
4. 災害発生時は、中学生、高校生など日中に地域で活動可能な若い力が必要なことから、引き続き、消防施設での防災教育や防災訓練を積極的に推進すること。
5. 災害弱者を想定した防災訓練ができるよう、総務局と連携して取り組むこと。また、障害者や高齢者や子どもや若い世代など、誰もが参加しやすい訓練プログラムを推進し、参加率を高めること。
6. 消防出場回数増への対応や専門性を有する職種という重要性に鑑み、引き続き消防職員の確保に努めること。そのためにも、必要な処遇改善を図っていくこと。あわせて、消防職員の安定確保および流出防止の観点から、特殊勤務手当について条例化も視野に検討し適切に支給すること。
7. 消防力の整備指針で定める職員数が未達のため、消防職員の増員を図ること。また、高齢化の進展により救急需要は今後増加することが見込まれていることから、人口基準である77台の救急車台数について、高齢化を勘案した台数に増加を図ること。
8. 災害の恐ろしさや備えの大切さを体感できる起震車を増やし、各地域防災拠点における防災訓練時に配車を行っていくこと。

水道局

1. 本市における水道技術・技能の着実な継承と更なる向上に向け、業務実態を精査したうえで、既存の技術・技能継承制度の有効活用を図るとともに、水道技術職員の採用を継続的かつ積極的に進めていくこと。なお、採用にあたっては、男女共同参画の観点からも男女問わず働きやすい環境整備を推進し女性職員の確保に努めるとともに、入局辞退者の削減に向けた方策を講じること。
2. 横浜ウォーター株式会社の持続可能な成長に向け、引き続き事業拡大および安定化に努めていくこと。併せて、自立した安定経営に向け人材の確保・育成を積極的に進めていくこと。
3. 成績優良事業者の育成および災害時協力協定締結事業者の意欲・意識の向上を図るため、インセンティブ発注量の拡充を進めていくこと。
4. 市民が将来にわたって安心して本市の水道を利用できるよう、浄水・配水設備や給配水管等について、計画的な老朽更新・耐震化および不測の事態にも対応できる事業基盤整備を行っていくこと。あわせて、横浜市水道料金等在り方審議会からの答申を踏まえ、市民に丁寧に説明した上で、持続可能な水道料金としていくこと。
5. 近年私たちの生活に猛威を振るう大規模な自然災害が日本各地で発生し、その都度本市職員は応急給水や応急復旧に尽力してきている。引き続き、ライフラインの要である水道事業を牽引する横浜水道に対し、本市として盤石な支援体制の継続および技術技能の着実な継承や職員のモチベーション維持向上の観点から、今後も職員が被災地派遣に尽力できるよう、人材育成を行うとともに、派遣時に適切に活動できるよう携行品等の充実を図っていくこと。

6. 本市における地域防災拠点（459か所）のうち応急給水施設が整備されていない41か所について、災害時に給水・飲料水の確保ができるよう早急に対応を図っていくとともに、未整備の地域防災拠点の地域の方々と現状の課題や以降の対応策等について情報を共有化しその実現に向け取り組みを強化していくこと。また、現時点整備が整っている箇所についても、その施設の用途や特徴、備蓄の必要性等を地域住民に地域防災訓練時や広報等を活用し周知徹底を図ること。
7. 令和2年度より運用を開始するローリングストック法にあたっては、効率的且つ柔軟な対応が図れるよう他都市や横浜水道安全・安心パートナー登録事業者と十分連携を図りながら対応を進めていくこと。あわせて、備蓄数量や材料種類等の算定にあたっては、改めて本市が最大規模の被害を受けた場合のみならず他都市が被害を受けた場合も想定した上で、他都市との材料供給の応援体制および民間事業者における協力体制の比率について改めて検証したうえで必要な備蓄数量を検討・決定をしていくこと。
8. JR東海リニア中央新幹線藤野トンネル工事に伴い、道志川の水質影響を危惧する市民の声も少なくない。横浜市民の生活に欠かせない大切な水源の水質確保のためにも、建設発生土や掘削時に使用する不純物等が道志川に流入しない・させないための構造的な対策状況と定期的な水質管理の徹底を図っていくこと。あわせて、三者間（横浜市・相模原市・JR東海㈱）の緊急連絡体制を構築し、積極的に情報提供を図っていくこと。

交通局

I. バス関係

1. 子供や高齢者・障がい者がバスを含む車両と一定の距離を確保し、安全かつ安心して外出・歩行ができる地域環境を構築していくこと。具体的には、スクールゾーンや狭隘路、急勾配箇所の歩車分離および無電柱化等を進めていくこと。（具体箇所別紙①参照方）
2. 本市においても導入が決定した燃料電池バス（FCバス）は、災害時の非常用電源に活用できることのみならず環境にやさしい車両であることから、引き続き車両導入における補助の継続および促進と燃料ステーションの増設（みなとみらい21地区・関内関外地区および浅間町営業所にある既存のCNG施設との併設）および既存設備の保守点検強化を進めていくこと。
3. 2027年国際園芸博覧会（花博）の開催検討にあたっては、高度化バスシステム（BRT）を導入し、輸送能力強化を進めていくこと。
4. 定時制運行を確保・遵守していくためにも、バスターミナルおよびバス停付近の違法駐車の取り締まりを強化していくこと。（具体箇所別紙②参照方）
5. みなとみらい地区を中心とした臨海部周辺の交通回遊性を高めるため、近郊に駐車場および駐輪場整備を促進し、パーク・アンド・ライドを進めていくこと。
6. 本年8月に横浜市敬老特別乗車証（敬老バス）制度に関する市民向けアンケート結果についてタイムリーな情報の共有を行っていくとともに、内容を十分に精査したうえで、今後持続可能な制度としていくこと。あわせて、特別乗車証の活用実態を適切に把握すべく各特別乗車証IC化の具体検討を進め、導入に向け対応していくこと。
7. 小さな子供を前後に乗せた自転車の交通事故が多発している。将来を担う子供たちの安全確保および子育て世代に対する支援策として「3歳児未満の子を持つ親に対する特別乗車証制度」の導入を検討すること。

8. 停車中のバスの死角における横断者保護について、引き続きハード・ソフト対策を進め、バス停の乗降客および横断歩道等の歩行者の安全確保に努めること。

【具体箇所別紙①】

スクールゾーンや狭隘路、急勾配箇所の歩車分離および無電柱化等取り組み
重点箇所

- 滝頭営業所所管 9系統横浜学園付近
- 港北営業所所管 104系統末吉バス停付近
- 本牧・滝頭営業所所管 21系統および103系統
- 本牧営業所所管 222系統
- 若葉台営業所所管 23系統台村町交差点付近
- 25系統 桜ヶ丘～花見台間 ○ 32系統 岩井町～久保山間
- 119系統 鴨居7丁目～法國時入口間 ○ 73系統 川和町～川和高校間
- 318系統 源東院バス停付近

【具体箇所別紙②】違法駐車対策の取締り強化重点箇所

【西区管内】

- 横浜駅西口バス待機スペース（特にベイシェラトン前）
- 浜松町～藤棚間 ○ 横浜駅改札口前（東口）、特に国道からの入り口付近

【中区管内】

- 本町4丁目～県庁前（上下線） ○ 元町バス停（上下線）
- 桜木町バスターミナル、バスレーン入口
- 見晴橋からみなと赤十字病院前にかけて（特にコンビニ前）
- 横浜スタジアム周辺（特に野球などの開催時）

【南区管内】

- 瞳橋～浦舟町間（上下線）

【磯子区管内】

- 汐見台ストアー前バス停付近

【港南区管内】

- 上大岡バスターミナル入口（鎌倉街道側）および出口（ユニクロ側）付近

【保土ヶ谷区管内】

- 栗の沢周辺 ○ 保土ヶ谷車庫前

【鶴見区管内】

- 本町通り商店街（鶴見）

【旭区管内】

- 鶴ヶ峰バス停（終点付近）

【緑区管内】

- 環状4号線（朝7～9時のバス優先区間、十日市場交差点～北部斎場入口）
- 中山駅南口、中央センターポール先

【青葉区管内】

- 市ヶ尾駅周辺（上下線）

II. 地下鉄関係

1. 現在、市営地下鉄各駅にて順次計画的に進めている「駅案内サインの改修および多目的デジタル案内板」の設置にあたっては、国内外の全ての利用者が利用しやすく・わかりやすい駅案内や情報提供となるよう引き続き計画に沿った取り組みを進めていくこと。
2. 市営地下鉄内に設置されているトイレの老朽更新・改修、清掃活動の強化に伴う衛生管理を継続的に進め、快適かつ衛生的な駅施設となるよう計画に沿った取り組みを進めていくこと。
3. 市営地下鉄に空調設備を導入することで、快適に駅利用することが可能となる。引き続き、駅全館空調の導入や空調設備を完備したホーム待合所を整備し、各駅の空調設備増強を進めていくこと。
4. これまで駅係員や乗務員などへの暴力・暴言・迷惑行為等に対し、ポスターや監視カメラ等を活用した警戒・啓発運動を進め一定の効果を得てきたものの、未だ撲滅には至っていない。引き続き、ポスターや監視カメラ等を活用し注意喚起、警戒・啓発運動を進めていくとともに、現在取り組みを進めている多目的デジタル案内板等の活用や警察による取り締まり・巡回の更なる強化を進めていくこと。
5. 市営地下鉄を利用する全ての方々および運行に係る業務（乗務員・保全・設備管理等）に従事をされている方々が安心して利用する環境および安心して働くための作業環境整備として、トラブル対処も含めた全ての単位作業、特に3H作業（初めて・久しぶり・変更）について、誰が見ても・誰が作業しても安全に作業ができるよう作業手順書の整備を強く進めていくこと。あわせて、人が誤った行動（ヒューマンエラー）等があった場合においても、安全を確保する安全設計（フルプルーフの強化）を強く進めていくこと。
6. 超高齢社会の中で、労働力確保が大きな課題となっている。市内交通の大きな柱として、市民生活を日夜懸命に支えている市営交通の魅力向上および雇用確保策として賃金改善を含む待遇改善を継続して取り組んでいくこと。あわせて、男女共同参画の観点からも、男女が安心して育児・子育て、介護・介助等を行いながら働き続けられる労働条件の構築と職場環境改善、働き方の改善等について強く進めていくこと。

7. 横浜市高速鉄 3 号線（ブルーライン）の早期延伸に向け、川崎市と十分連携を図りながら 2030 年開業を目指し早期に事業着手を行っていくこと。
8. 横浜駅をはじめターミナル駅においては、多くの事業者が存在しているため、駅施設全体でのユニバーサルデザイン化が思うように進まない現状がある。駅施設全体でのユニバーサルデザイン化の早期実現に向け取り組みを進めていくこと。
9. 近年私たちの想定を遥かに超える自然災害が猛威を振るいこれまで以上に市民の命・暮らしを守っていくための強靭な都市鉄道が求められている。現在、順次進めている地下鉄施設の大規模改良工事にあたっては、市民・お客様・職員等人の命を守れるシェルター型避難場所となるよう、耐震・防災機能強化を図っていくこと。

教育委員会事務局

1. 小学校3年生～6年生および中学校の「35人以下学級」実現に向け、国・県に申し入れを行うとともに、横浜市としての少人数学級の実現に向けた予算措置を行うこと。
2. スクールサポート事業に関しては、学校での需要が多いことを踏まえ、より多くの希望する学校に配置できるよう予算と人材の確保に努めること。
3. 令和元年度において、市立学校体育館への空調設備の設置調査・検討が行われる予算が計上された。まずは、防災拠点の学校を優先するなど早期に空調設備が設置されるよう、予算措置を行うこと。
4. 教職員の多忙化に鑑み、教職員数50人以下の学校についても、産業医による職場巡視を全校で最低1年に1回を目途に行い、学校現場の労働安全衛生環境の確保をすること。
5. 完全閉庁日実施が進捗していない中学校での完全閉庁日実施を推進すること。また、部活動の休養日との兼ね合いもあることから、閉庁日と休養日が機能するよう、取り組むこと。
6. 外国より市内小中学校に入学する児童生徒向けプレクラスは、在籍校との連携を密にして、指導期間や指導内容について検証すること。
7. 「小中一貫型カウンセラー」の一層の充実を図るとともに、相談者の悩みの解決、保護者の相談に応じる時間の確保などのために、カウンセラーの勤務時間については就業時間をずらすなどの弾力的な運用を行うこと。
8. 武道場（格技場）未設置の中学校に対する整備を早急に実施するとともに、講師の派遣や研修などの施設面、指導面の安全確保を図ること。
9. 障害のある生徒、外国籍生徒、不登校生徒などの高校進学保障に向けた条件整備を行うこと。

10. 庶務システムについては、学校の勤務態様に合ったものになるよう、退勤時のチェックを確實に実際の時刻で行うように指導し、前年比などの数値目標も用いて、多忙化防止のための業務量と内容把握につなげること。
11. 校務システムについては、「子どもと向き合う時間の確保」という目的とかけ離れた設計上の課題や操作上の煩雑さがあり、追加業務の発生に結びついていることから、現場の声を聞き、更に負担軽減に努めること。
12. 中学校の特別支援教育の推進のため特別支援教育コーディネーターの専任化を図ること。
13. 特別支援学校卒業生への就労支援については、就労支援センターと連携し、今後も様々な工夫を行い就労率の向上に取り組むこと。
14. 多忙化する副校長の職務を軽減する方策を検討し、副校長の複数配置校の拡大を図ること。
15. 学校開放事業・学校予定地の利用については、公平・平等を担保する制度の改善を行うこと。また、学校統廃合に伴って利活用されていない校地・校舎の活用案を地域の声を聞きながら早期に提案をすること。
16. 「いじめ防止対策推進法」の精神に則り、改定された「横浜市いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに高めるため、いじめを把握するための学校における会議を定期的かつ確実に実施するなど、いじめ根絶に向けての取り組みを徹底していくこと。また、各学校教育事務所のいじめ事案への対応力を高める研修を行い、学校・保護者ならびに児童・生徒に寄り添った解決が行えるようにしていくこと。
17. 学校現場における、性的マイノリティについて児童・生徒・教職員の理解を深めるための教職員用資料の作成と、相談体制の確立や環境整備を行うこと。
18. 教科書採択については、現場の意見を尊重するため、直接教科書を使い教える現場教職員に教科書採択に対する意見表明の機会を与える等、開かれた採択環境を整備し、教科書、教材選択に対する意識を高めること。

19. 発達障害児童の増加により市内各所で通級指導教室へ通うことが出来ない状況を解決するため、実際のニーズに合った体制を構築すること。特にセンター機能への取り組みなど専門性が求められるため、必要とされる人材の育成に努めること。
20. 建て替えを進める予定の市立小中学校等の今後の建て替え計画の全体予定を示すこと。また、建て替えにあたっては、将来的な学校の利用ニーズを見据えた設計にすること。また、武道場（格技場）未設置校の整備・建て替えを優先させるとともに、教育環境の拡充に務めること。
21. 教育文化センターの機能を有する新たな施設整備の方針および整備を早期に実現すること。なお、整備場所については教員が集まりやすい駅周辺などで検討を行うこと。
22. 「障害者差別解消法」の障がいによる差別の禁止、合理的配慮の提供義務、横浜市教育委員会の「横浜市の特別支援教育を推進するための基本方針」に示された、インクルージョンの考え方に基づき、「可能な限り同じ場で教育を受けられるように」人的配置、環境整備、教育内容の充実を図ること。
23. 「横浜らしい教育の推進」の一つである外国語指導の充実に向け、英語科免許所有者、英語検定資格所持者、養成研修受講者等による専科制の導入を検討すること。

選挙管理委員会事務局

1. 臨時期日前投票所の場所については、交通利便性の高い場所やショッピングセンター等における投票率の高さが顕著であることから、現在の場所に固執することなく、より交通利便性の高い施設を確保すること。また、1区に2~3ヶ所となっている現状を、原則1区3~4ヶ所に増やすなど、市民の投票機会の向上に取り組むこと。
2. 投票率向上のため、横浜市は他の自治体に先駆けて駅や商業施設などへの「共通投票所」の設置の検討を引き続き行うこと。
3. 本市では選挙管理委員会と教育委員会が協定を結び、主権者教育に取り組んでいるが、保護者も巻き込みながら、より充実した施策の実施と、それによる投票率の向上、地域や政治への参加意識の醸成に着実に取り組むこと。
4. 選挙への関心を高めていくため、選挙公報を選挙人が容易に入手することができるよう、公共施設やコンビニ等の民間施設に設置配布できる仕組みの検討を進めていくこと。
5. 開票作業が深夜に及ぶ可能性がある際には、開票立会人の交通手段の確保およびタクシーレートの支給等を行っていくこと。

議会局

1. 議会の調査能力、質問力を一層向上させ、二元代表制における横浜市会の機能向上と、市民ニーズへの確実な対応を実現させるために、職員の増員や、職員研修・視察の充実を図ること。
2. 間近に迫った新市庁舎移転に併せて、議会部分の受付警備のあり方や控室での職員業務の整理を行うとともに、議会局の組織のあり方、役割、人員等について引き続き検討を行うこと。

区別予算要望・提言

鶴見区	1
神奈川区	3
西区	5
中区	7
南区	8
港南区	10
保土ヶ谷区	11
旭区	13
磯子区	15
金沢区	17
港北区	19
緑区	21
青葉区	23
都筑区	25
戸塚区	27
栄区	30
泉区	31
瀬谷区	32

鶴見区

1. 鶴見川岸の緑化と遊歩道の整備を図り、親水性を高めるとともに、防災性の向上を図るよう国土交通省に積極的に働きかけること。特に末吉橋の架け替えの際には、横浜市で進めている健康みちづくり推進事業の趣旨をふまえ、マラソン大会等のルートに利用できるよう、遊歩道が連続するよう橋の下側を通行できるようにすること。
2. 臨港橋は、商業施設の開店に伴い、歩行者や自転車の通行が増えているが、車道幅、歩道幅ともに狭く、往来に支障をきたし安全上の課題が生じている。車・自転車・歩行者の安全を確保できるよう人道橋の設置も含め検討すること。
3. JR鶴見駅東口ロータリーは、バス乗降者が車道を横断する際に自動車と交差し危険な状態で且つ、渋滞の原因となっているため、歩行者通行デッキや歩道橋の新設を含め抜本的な対策を早急に講じること。
4. 生見尾踏切の暫定エレベーターの設置は、計画及び予算措置を前倒して早期完成を目指すこと。また、生見尾踏切の廃止に関しては、地元の意向をくんで丁寧に進めること。
5. 市場小学校第二方面校の開校にあたっては、下末吉小学校との広域連携（交流）も含め、児童の学ぶ環境や教職員の働き方も含め具体的に検討すること。
6. 災害時の避難導線確保の観点より、鶴見川の橋梁間隔の広い新鶴見橋～末吉橋間は、新橋梁を早期に設置すること。
7. 南武線矢向駅と尻手駅間については防災上や救急搬送といった観点より早期に高架化するよう関係機関及び川崎市と協議を進めるとともに本市においても優先順位を上げるよう検討すること。
8. 鶴見工業高校跡地の体育館は、災害発生時における一時的な避難場所としてだけでなく、平時においても解放を求める地域の声に応え、看護学校と積極的に協議を行うこと。
9. 鶴見区内に設置されている下水通気管約30個所について、道路幅員を狭める原因となっている個所は早急に調査を実施し、防災上の観点より見直しの必要があるか否かの判断を行うこと。
- 10.（仮称）鶴見花月園公園は、市民の声に対して、柔軟に対応するとともに持続可能な維持管理手法について検討を行うこと。

111. 大黒ふ頭大型客船ターミナルが整備、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、外国人観光客を対象に鶴見の魅力・ブランド力を向上させるため、スカイウォークやJR鶴見線、總持寺などの鶴見の観光資源を最大限に活かせるよう、単なる外国語ガイドブックの作成に留まらず、官民学連携等により、対応するソフトの仕組みの構築すること。

神奈川区

1. 入江橋交差点付近においては交通渋滞の緩和と近隣住民が国道を渡る際に横断歩道の設置がなく非常に危険である。また、バリアフリー化にも未対応である子安通1丁目歩道橋の架け替えも含め、早期実現に向け引き続き国土交通省に働きかけ対応策を明らかにすること。
2. 横浜環状北線の生麦出入口から東神奈川方面へ向かう国道1号線子安台交差点は利用者が増加した上、右折専用の信号がないため国道を左折してから住宅街をUターンしなければならず住民も困惑している。今後の対応策を明らかにすること。
3. 電線の地中化による道路の無電柱化事業は、防災上重要な幹線道路などの中から、道路の新設・改築にあわせて事業を実施することから、大田神奈川線の内路交差点付近のみならず入江方面の狭隘部分についても環状北線の開通に伴う緊急輸送路の指定は急務であることから拡幅整備と無電柱化を進めること。
4. 市営地下鉄駅（三ツ沢下町・上町）付近の高齢化が進み、エレベーターの設置がない箇所について高齢者が長い階段で苦慮していることからも、設置が可能な箇所を選定し地権者との相談の上、新規のエレベーター・エスカレーターを設置できるよう対策を講ずること。
5. 三ツ沢墓地にある旧墓地計画地（仮称）の空き地については数十年放置された土地であることから、地域との話し合いを進め、住民に開かれた公園の整備やスポーツのできる場所として整備すること。また本市における今後の墓地整備の方向性を明らかにし住民との協議を進めること。
6. 西寺尾1・2丁目地区にある一部の準工業地区において近年住宅化が進み、早朝・夜間において騒音問題や通学路に違法駐車が多数見られることからも住民とのトラブルを生じている。住民と協議の上、地区計画の見直しを検討すること。
7. 入江町交差点（内路方面より東神奈川方面に向かう）においては大口駅方面から入江橋に向かう車両の右折表示がなく連日渋滞を招いている。また入江橋から来る車と衝突する危険性が極めて高く信号機の右折表示を追加するよう神奈川県警に設置を強く要望すること。
8. 平成32年度開院予定の横浜市民病院へのアクセス、バス運行情報がどのようになるのか利用者は不安を抱えている為、運行情報の変更などのスケジュールを早期に示すこと。

9. 歩行者と自転車との接触事故が問題となる中で海外を含め他都市の事例などを参考に試験的に神奈川区内で歩道広い箇所などにおいては自転車と歩行者を線引きし自転車占有路の設置を検討すること。

西区

1. みなとみらい 21 地区の地域防災拠点は戸部小学校となっているが、他の地域に比して距離が格段に遠く発災時にＪＲ線を越え当拠点に到達することは容易なことではない。みなとみらい本町小学校の活用を含め、みなとみらい 21 地区の地域防災拠点の確保を行うこと。
2. 浅間町 2~5 丁目および南浅間町の地域防災拠点は浅間台小学校となっているが、坂道が長く急傾斜のため多くの高齢者や身体障害者は発災時に当拠点まで到達出来ないことも予想される。地域住民と密に連携し、浅間台小に至る坂道を登る事が困難な場合の避難場所の確保について早急に対策を講じること。
3. ヘリパッドを含む湾岸部よりの輸送のスタート地点にあたる西区内においては発災時の緊急輸送道路の確実な確保が極めて重要である。また、横浜駅やみなとみらい 21 地区の多くの帰宅困難者の発生も踏まえ、西区内緊急輸送道路の無電柱化を早急に実施すること。
4. 桜木町駅～横浜駅間の東横線線路跡地は、みなとみらい 21 地区と高島・戸部エリアの回遊性向上を図りつつ、防災の観点、賑わい創出の観点、美しい景観創出の観点を重点におき、西区民はじめ市民に喜んでいただけよう、都市整備局ならびに道路局とより深く連携を取り積極的に再整備を進めること。とくに国道に属する道路との性質を鑑み、国土交通省の「ウォーカブル推進都市」等、国の政策に積極的に参画し、より多くの政策関係者と情報を共有し、横浜有数の歴史遺産を有効に再整備するよう区として全力を投入すること。
5. 横浜駅東口バスターミナル B レーンには昇降機が設置されておらず、障害を持たれる方々が移動できない状態があり、早急なバリアフリー化が市民より望まれている。また、B ブロックに限らず、ブロック間移動には横断歩道を使用するような構造となっているが、視界は悪く照明も暗く危険な状況となっている。ブロック間移動には階段などを使用することが出来るが、たいへん急角度な階段であり、障がいを持つられる方々、高齢者の方々がバス利用の際、買い物袋を提げて階段をゆっくり上下されている姿は見るに忍びない。公共交通の利用を推進しながらその便の悪さを放置することは許されず、都市整備局をはじめ関係局とよく連携のうえ早急なバリアフリー対策を講じて頂きたい。
6. 近接する複数の商業施設へアクセスと、国道 1 号線と環状 1 号線のバイパスルートともなっている平沼二の橋の自動車交通量は昨今増加している。この平沼二の橋に隣接し平行する西平沼第 2 跨線人道橋にはエレベーターが付帯しておらず、岡野方面から西区役所に乳幼児健診等に向かう母子の自転車が狭量な平沼二の橋を車を避けあるいは落なし放置されている道路わきのごみを避けあるいは伸び放題の雑草

を避けながら渡る様は危険極まりなく、道路の安全性を保てていない。さらに平二の橋のたもとには平沼集会所があり、多くの高齢者、多くの子育て世代が地域活動に集まる場所となっている。障害を持たれる方々の移動を妨げることのないように、また、自転車等の交通安全性を確保するためにも、西平沼第2跨線人道橋にエレベーターを付帯設置すること。あるいは、平沼二の橋横浜駅側に隣接平行して、エレベーターが付帯した跨線人道橋を新たに設置すること。

7. 横浜市営バス106系統は、久保町方面から高島を経由し関内方面へ1本でつなぐ基幹的路線であるが、平日午前7時から9時までのラッシュ時には混雑が激しく、増便されたい。同様に浅間町から関内方面へ向かう基幹的路線である101系統は、7時台には6便、8時台には5便となっており、同規模のダイヤを106系統に編成されたい。
8. 西区民の憩いのスペースとして定着している「にしとも広場」の入り口玄関は、室外と室内とに床面の段差が大きく見られることに加え、玄関の扉が室外方向に観音開きで開く構造になっており、車いすで来訪される方には室内への侵入がたいへん難しい状況となっている。バリアフリーの観点からも、とくに高齢者の方々、障害を持たれる方々に優しい空間であるにしとも広場にふさわしい玄関とするためにも、玄関の室外室内の床面段差を解消し、玄関扉は引き戸にして、車いす利用者が安心して利用できるにしとも広場となるよう改善されたい。
9. 区民が区職員に対して訴える要望については、真心をもって接し、親切に対応すること。とくに、所管の違う要望を受けた場合などは、「所管が違う」で終わらせる事なく、「○△課でご相談お受けしていますので、いま、お取次ぎ致します」と、適切な所管へ親切に取り次ぐこと。

中区

1. 初黄・日ノ出町地区での「バイバイ作戦」が13年目を迎えた。引き続きまちの再生に向けた取り組みを継続し、地元町内会をはじめ、県、県警察、関係団体等と協力し、芸術の街としてさらに発展させよう努めること。
2. 観光や生活に利するためにも大岡川下流域・大岡川水系を活用した水上交通の導入を行うこと。また、水辺空間の活用も検討すること。
3. 本牧地区の活性化のため、横浜環状鉄道の早期実現を図るとともに、次世代交通網の導入を含めたバス路線の利便性向上など、新たな交通体系を示すこと。
4. 近年関外エリアに居住する外国人数が非常に多く、地域から、(1)ゴミや駐輪などのマナー・文化の問題、(2)自治会加入率低下の問題、(3)小・中学校における日本語指導を必要とする外国人生徒の増加による授業進度の問題、(4)外国人への差別・排斥への心配、といった課題が挙がっています。については、市として、関外エリアを「対策を要する外国人集住エリア」と位置づけ、現状調査・分析の上、市全体で適切な多文化共生施策を講じること。

南区

1. 旧南区総合庁舎、旧南土木事務所、旧中村町消防出張所跡地の工事について、近隣住民へ十分配慮し、騒音や振動対策等を講じること。
2. 南区総合庁舎移転後、周辺地域の商業施設（商店街等）の活性化について、地域と連携して引き続き継続的な取組みを推進すること。
3. 市中央児童相談所に寄せられる相談件数は年々右肩上がりとなっており、自治体、警察、学校、地域を支える専門職種の関係者等のより一層の連携を図ること。
4. 特養ホーム・老健施設・グループホームの整備及び設置について、引き続き地域ニーズを把握し、健康福祉局と連携して推進すること。
5. ひとり暮らしの高齢者世帯が増加する中で、区・地域の連携を強化し、見守り・安否の確認等の対策の充実を図ること。また、今後増加が想定される高齢者のみで構成される世帯への支援策も講ずること。
6. 近年、各地において記録的短時間大雨情報が発令されているが、災害弱者に必要な情報が届かないという課題が指摘されている。南区は高齢化率が市内でも高く、迅速かつ確実な情報伝達の仕組みを構築すること。
7. 区内では、高齢者等を狙った特殊詐欺や悪徳商法が多発している。警察署をはじめ関係機関と連携し、被害の多発している地域にいち早く情報を提供するなど、撲滅に向け対策を強化すること。
8. 在日外国人の急激な増加で学校現場や地域社会の中で様々な問題がおこっている。外国人相談窓口の充実、もしくは在日外国人との共生の街づくりを支えるN G O・N P Oへの財政的支援を行うこと。また、空き教室等を利用し、外国籍の子どもたちが日本語指導や学習支援を得られるような「居場所」を提供すること。
9. 鎌倉街道のバス停留所『弘明寺（市営・神奈中・江ノ電）』（弘明寺商店街側）について、現在の位置から地下鉄出入口2-A寄りに移設を検討すること。
10. 弘明寺バス停は店舗の目の前にあるため、買い物客とバス利用者が混在し、通行しづらい状況となっている。以前は、地下鉄2-A寄りにコインパーキングがあつたため出入りの車の影響でバス停の設置は困難であったが、現在はコンビニエンスストアに代わっていることから、移設を検討すること。

111. 大岡川プロムナードの桜並木は、国内外から多くの方が花見に訪れる市内でも有数の観光スポットである。昨今、桜の木の衰退化が進んでおり、倒木などの安全面に配慮しつつ、景観面においても継続的な維持管理に努めること。

港南区

1. 港南土木入口交差点は、横断歩道を渡る歩行者が多く右左折車両も多いため事故の危険性が高い。完全歩車分離化をして歩行者の安全策を講じること。
2. 上大岡駅周辺は路上喫煙に対する苦情も多くなってきており、週末にかけてポイ捨ても多く、住民要望も多いことから、路上喫煙禁止地区として、早期に指定することを検討すること。
3. 上大岡駅前の最戸方面からの鎌倉街道下り車線は路上駐車が常時発生しており、駐車車両を避けるため、車両と自転車が並走し接触事故も発生している。送迎車両の多い時間帯の駐停車禁止や歩道に自転車レーンの確保など安全策を講じること。
4. 上大岡駅東口の道路は路上停車の列により車線が遮断される状況が通勤時間帯や雨天時などに多く発生する。その結果、対向車線の走行を余儀なくされ信号付近で直進車や左折で侵入する車両と鉢合わせになるなど事故を誘発しやすい危険な状況である。駐車禁止ポールの設置などの安全対策を講じること。
5. 港南中央駅前では、歩道が狭く、通勤時間帯に自転車が歩行者と接触するケースもあり危険な状況である。歩行者優先、自転車は降車通行など安全対策を講じること。
6. 港南区は多くの坂道があり、高齢化社会に対応した道路整備が余儀なくされているが、特に、野庭永作第二公園へ上がる坂道周辺では高齢化が進み、帰宅の際、登坂に困難が生じている。状況を確認し、地域住民の声を聞きながら手すりを設置するなどの対応策を検討すること。
7. 港南台南部病院の老朽化に伴い移転が検討されているが、正式決定後の跡地利用について地域住民の大きな関心となっている。駅近くの広大な跡地が有効に利用されるよう区民の声を反映した利用案の検討を早期に進めること。
8. 芹が谷地域の交通利便性向上を図るため、将来に向かっての人口減少を念頭におき、適切な整備を検討すること。
9. 高齢者の健康維持そして未来を担う子どもたちにとって、スポーツができる環境の確保は重要である。引き続き維持・拡充に努めること。
10. 下永谷駅利用客からタクシー乗車が大変不便な環境にあると声が寄せられる。現状ではタクシー乗り場設置は困難であるが、将来を見据えタクシーの待機場、乗車場の確保を検討すること。

保土ヶ谷区

1. 超高齢社会に伴い、市内および区内における空き家は年々増加傾向にあり、迅速な対応が求められている。特に管理不全な状態にある空き家は近隣住民の方々に与える生活不安や住宅被害、ごみの不法投棄等、地域の生活環境に与える影響は非常に大きいものがある。区としても、特定空き家への指定も視野に入れた対応策及び空き家の公的ならびに民間活用を積極的に検討し、空き家解消に向けた取り組みを積極的に進めていくこと。
2. 保土ヶ谷区の高齢化率は既に横浜市の平均を超えて今後更に加速していくことが想定されている。高齢者世帯が安心して住み慣れた地域に住み続けられるよう「見守り・安否確認等の継続的な実施」「交通不便地域に対し、福祉的視点を取り入れたコミュニティバス等の導入」「買い物難民対策として移動販売サービスに対する支援」について地域との連携を強化し検討を進めていくこと。
3. JR保土ヶ谷駅のバリアフリー化に伴い、これまで多くの地域要望が寄せられている「保土ヶ谷区の正面玄関としての駅前開発」「交番・派出所の新設」「安全対策を含む東西口ロータリー整備」「区役所出張所の新設」等について、地域との連携を強化しその実現に向け強く取り組むこと。
4. 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）高架化の実現に伴い、高架下に商業施設や街の賑わいが向上する施設等の整備を進めることで「魅力あるまち保土ヶ谷」が確固たるものとなる。引き続き高架下事業について地域と一体となった取り組みを進めていくこと。また、バリアフリーの観点からも、星川駅北口のペデストリアンデッキ化（星川駅北口～かるがも～保土ヶ谷区役所）についても引き続きその実現に向け強く取り組むこと。あわせて、天王町駅にはロータリーが無く、一般車およびタクシー等が停車することから困難な状況であることから駐輪場の整備を含むロータリー整備を進めていくこと。
5. 神奈川東部方面線の開通に伴う西谷駅周辺の改良にあたっては、多くの地域要望が寄せられている「西谷駅前の国道16号線にかかる陸橋を駅構内に直接引き入れる。」「国道16号線側にバス・タクシー・一般車の乗降場所を含んだロータリー整備」について議論検討し実現に向け進めていくこと。また、懸案事項となっている区内交通不便地域から西谷駅にアクセス可能となるバス路線（くぬぎ台団地・笹山団地と竹山団地のバス路線の見直し）の検討も引き続き進めること。

6. 近年想定を遥かに超える規模の自然災害が区民生活に猛威を振るっている。区内に多く存在している崖地・傾斜地対策の更なる推進と急傾斜地崩壊対策事業の補助金の拡充に向けた検討と実現に向けた取り組みを進めていくこと。あわせて、懸案事項である「緊急車両等の進入が困難な地域における道路整備」について引き続き地域との協議・連携を強化し進めていくこと。
7. 至近私たちの生活を脅かす交通事故が多発している。子供たちからお年寄りまで全ての区民の方々が安心して暮らしていくよう狭隘道路、スクールゾーン、住宅街（特に交差点）および交通事故多発箇所における安全対策（道路拡幅、歩道整備、信号設置、注意喚起表示等）について引き続き地域要望箇所について改善を進めていくこと。

旭区

1. 鶴ヶ峰駅北口の再開発については連続立体交差化事業と同時進行できるよう、まちづくりの手法について住民の意見をしっかりと聞き、鋭意検討を進めるとともに、南口との一体化や、都市計画道路の整備方針との整合性も踏まえて、区全体の課題として関係局との連携のもと、より良いまちづくりを行うこと。
2. 旭区は、都市計画道路の整備率が低く、道路網の整備が十分でないため、交通渋滞などが頻繁に発生している。整備未着手路線や現在整備中の道路についても、早期事業着手と確実な事業の進捗を図るため、必要な予算を確保するとともに、整備計画について周辺住民にその内容を説明し理解を求めるこ。
3. 旭区は、生活道路となっている道幅の狭い道路（狭あい道路）が多く、児童生徒の歩行安全や災害時などの緊急対応に課題があるので、整備促進路線を追加指定するとともに、条例改正の周知を図り、狭あい道路の拡幅整備の促進を図ること。また、日常的なパトロールを行い、セットバック部分の私的利用について啓発と対策を行うこと。
4. 区内の帷子川の旧河川については、適切な管理と活用のために、暗渠化・プロムナード整備の実現に向けて下水道工事や遊歩道の設計・施工に関する予算を確保すること。また、今後の整備計画を明らかにするとともに、近隣住民が利用しやすく魅力ある公園整備となるよう地域との連携を図ること。
5. 区内中心部を流れる帷子川について、遡上が可能となったアユが生息しやすい環境づくりと親水部分の市民利用の促進を図り、定期的なイベントの開催などにより、旭区の魅力の一つとして発信できるよう具体的な取り組みを図ること。
6. 旭区には所有者が不明で十分な管理がされていない空き家・空き地が多く、犯罪の温床となる可能性があるなど住民の不安も多いので、特定空き家の指定も含め、関係局と連携して早急に改善を図ること。また、そのための担当部署を独立させるとともに、積極的な人的資源の投入により、所有者等への頻繁なアプローチを図り、早期改善に向けて鋭意取り組むこと。
7. 旭区内には市街化調整区域内における違法建築物が野放しになっている状況が散見される。ついては、水道局などと連携し、違反の放置ややり逃げが生じないよう、具体的な対策を講じること。

8. 旭区は交通不便地域が多く、横浜環状鉄道の早期事業化への地域ニーズが高い。区内の計画路線のうち二俣川一中山駅間の先行整備に向けて調査・検討を進めること。また、国際園芸博覧会の開催を見据えて、旧上瀬谷通信基地までの新たな鉄道路線の検討など、現在の計画にとらわれない計画の検討を進めること。
9. 旭区総合庁舎は狭隘化、老朽化、分散化によって市民サービスの低下を招いている。執務スペースの面積増による区役所機能の向上を図るため、鶴ヶ峰駅北口のまちづくり検討と併せてより利便性の高い場所への移設・建て替えも含めて検討を行うこと。
10. 希望ヶ丘駅南口ロータリーは、朝タラッシュ時などに人・車・バスが交差し大変危険な状態が放置されている。今後検討される希望ヶ丘周辺まちづくりと併せて、相模鉄道等関係機関と連携し、具体的な対策を早期に実現すること。
11. 区内各所で小規模宅地開発が増加しているが、接続道路や住環境（下水道等）などに課題のある場合も散見されるので、隣接地域との調和など、計画段階から十分な指導を行うとともに、当該地域との十分な調整を行うこと。
12. 旭区は鉄道駅やバス停から遠い「交通不便地域」が最も多い区である。実効性のある様々な手法を用いて、交通不便地域の解消を図ること。また、ワゴン型のミニバスに加えて、オンデマンドの乗り合いタクシーなど、地域交通サポート事業のスキームではなく、導入に向けて行政が積極的に関与し、新たな事業として予算を確保すること。
13. 旭区は高齢者数が18区中最も多く、交通事故に巻き込まれたり、自らの運転する車で事故を引き起こすケースが多いので、地域交通の拡充とともに、免許返納の推奨など高齢者が安全に通行できる環境の整備を行うこと。
14. 令和元年の旭区誕生50周年において実施された各種イベントを一過性のものとすることなく、次の10年につなげられるよう継続できるものについては毎年開催を検討すること。
15. 希望ヶ丘駅周辺まちづくりの検討にあたっては、相鉄線による南北の分断や南北ロータリーの安全確保など、現状の課題を把握し、地権者や関係局、鉄道事業者等との連携を図り、早期の事業化につながるよう、鋭意進めること。
16. ゴールデンウィークや夏休みなどに発生する、ズーラシアに向かうための中原街道等の渋滞は、来園者のみならず、近隣住民にも多大な負担となっている。ズーラシア付近で発生するこうした渋滞に対して、早急に抜本的な解決策を講ずること。

磯子区

1. 大地震による津波発生が予想される場合、高齢者や障がい者等の災害弱者に情報を伝達するシステムを構築すること。また、官民連携して避難場所を確保する等、継続した取り組みを推進すること。
2. JR新杉田駅の混雑緩和や金沢シーサイドライン新杉田駅の安全対策等、鉄道事業者と協力して利用者の利便性向上を図ること。
3. 大岡川の天谷橋上流部河川改修に当たっては、市民が自然を感じながら散策できる遊歩道の整備を計画に盛り込み、実現に向けて積極的に取り組むこと。検討に当たっては、地元の意見が反映できる仕組みを構築すること。
4. 現在、JR磯子駅の東西通路は夜間閉鎖されていて通行できない状態である。防災や利便性の観点から夜間も利用できる東西連絡通路の整備を鉄道会社と協同して行うこと。
5. 「都市計画マスターplan・磯子区プラン」を着実に実行し、賑わいを創出するとともに、区民全体の生活の質の向上に資する施設を整備すること。
6. 首都高速磯子出口と国道357号線の合流地点において、高速から降りてくる車両と国道を直進してきて合流地点の先で右折しようとする車両が交差するため、非常に危険な状況である。国土交通省金沢国道出張所等の関係部署と協議をして改善に努めること。
7. JR新杉田駅の朝夕通勤ラッシュ時の混雑状況緩和に向けて、引き続き東日本旅客鉄道株式会社と横浜市が連携し、改札口の増設など抜本的な改善に向けて具体的に取り組むこと。
8. 現在、JR磯子駅の東西通路は夜間閉鎖されていて通行できない状態である。防災や利便性の観点から夜間も利用できる東西連絡通路の整備を鉄道会社と協働して行うこと。
9. 磯子区内のまちづくりについては、地元町内会や住民、商店会等、充分連携してにぎわい創出を図ること。
10. 大岡川の天谷橋上流部河川改修に当たっては、市民が自然を感じながら散策できる遊歩道の整備を計画に盛り込み、実現に向けて積極的に取り組むこと。また、検討に当たっては、地元の意見が反映されるよう取組むこと。

- 1 1. 発災発生時に活用できるような広場・公園などがまだ少ない状況にあり、今後早急に用地確保を図る中、整備促進に取組むこと。
- 1 2. 岡村地区における道路拡張工事は現在進行中であるが、一部地域においてはいまだ用地買収等残されており、早期の拡張工事を行い、渋滞解消を図ること。

金沢区

1. 金沢文庫東口、京急富岡駅、能見台駅、六浦駅周辺の再開発整備を早急に実施すること。また、金沢区内京急 5 駅周辺の放置自転車の撤去と放置防止対策の強化を図ると共に、各駅周辺での自転車駐輪場の整備を図ること。
2. 国道 357 号の横須賀への早期延伸を図るとともに、鳥浜交差点の改修工事を行い、渋滞解消を図ること。また、環状 4 号線（原宿六浦線）と国道 16 号の六浦交差点の改良工事を行い、渋滞緩和を図るとともに、泥亀釜利谷線や都市計画道路横浜逗子線の白山道付近と六浦駅周辺地区の整備促進を図ること。
3. 「富岡・並木舟だまり」の浚渫を実施するとともに、野島湾・平潟湾・海の公園の海上清掃やアオサ除去、アマモの育成など環境浄化対策を実施すること。また、宮川、六浦川、侍従川等の河川の環境浄化対策を図ること。
4. 米軍に接収されている、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域分の早期全面返還を図ると共に、返還された旧小柴貯油施設跡地については、（仮称）小柴貯油施設跡地公園の基本計画（案）をもとに早期の公園整備を図ること。また、旧富岡倉庫地区については、地域の要望を踏まえ早急に跡地利用計画を策定し、整備促進を図ること。
5. 歴史的・文化的資産である野口記念館、旧伊藤博文別邸の有効活用を図るとともに、旧川合玉堂別邸については、焼失した母屋の復元と園庭緑地の保全と有効活用を図ること。
6. ログ金沢跡地については、人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活性化や魅力を効果的に発信するための拠点として、地産地消、金沢ブランド、地域ケアプラザ、コミュニティハウス等の機能を備えた施設として、整備すること。
7. 地域子育て支援拠点を区内の各方面別に整備し、親子の居場所づくりや子育て支援の充実を図ること。また、養育者が気軽に行ける居場所として「親と子のつどい広場」の整備を図ること。
8. 横浜グリーンバレー構想の具体化を図り、環境未来都市にふさわしい低炭素型の街づくりを進めると共に、金沢臨海部産業活性化プランの取り組みを強化すること。
9. 京急能見台駅から、県立循環器呼吸器病センター～市大福浦病院～リネツ金沢を循環する、小型バス路線を新設すること。

10. 区民文化祭など金沢区の文化活動を支援するとともに、区民文化センター「ギャラリー」の建設・促進を図ること。

港北区

1. 市内最多の保育園待機児童・保留児童を出し、入園希望者の多い港北区の保育所整備において、共働き家庭が多い地域事情もふまえ、引き続き、一時預かり保育、病児保育、障害児保育など区民のニーズに応える施設配置を進めること。
2. 新綱島駅周辺の開発を契機として、同時に東京丸子横浜線（綱島街道）の拡幅工事を進めていくこと。
3. 鶴見川周辺（綱島・大倉山）地域の回遊性の確保による地域交流の活性化のために橋梁工事に着手すること。
4. ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックの競技が横浜国際競技場で催されることから、テロ対策は元より地域住民の暮らしが脅かされることのないように、引き続き、防犯、交通、ゴミ等の対策に取り組むこと。
5. 区内の喫煙禁止地区の拡大について、地域からの要望を踏まえ、綱島駅周辺、平成30年10月1日に美化推進重点地区に指定された日吉駅周辺を、喫煙禁止地区に指定すること。
6. 区民にとって生活道路であり、ランニング、ウォーキングなど健康増進の一助となっている鶴見川・早渕川の河川敷歩道に安心して歩ける街灯の整備、階段のバリアフリー化、道路横断の際に安全に渡れる環境整備を国土交通省、神奈川県警と連携の上、進めること。
7. 新横浜駅南部の街づくりについては、住民参加や情報公開を積極的に行い、都市機能と住環境のバランスのとれた街づくりを目指すこと。
8. 市民からの要望の高い区北部への図書館整備を進めること。
9. 交通弱者である高齢者や障がい者、子育て親子が身体的負担なくタクシーに乗れる乗り場の環境整備を、引き続き推進すること。
10. 遅れている小机駅前広場の整備について、地権者と交渉を、引き続き、早期に進めること。
11. 引き続き、洪水ハザードマップに示された浸水想定地域の周知に努め、避難場所や経路などを、自助・共助・公助の各観点からわかりやすい広報物やSNSなどを用いて区民理解に取り組むこと。

12. 新綱島駅周辺の開発を契機として、綱島駅・新綱島駅周辺に公衆トイレを設置すること。

13. 災害時には拠点として機能する区役所へのアクセス路（緊急輸送路）である環状2号線（大豆戸～師岡～駒岡）の無電化を早急に進めること。

縁区

1. 「急傾斜地崩壊危険区域」の指定や「横浜市がけ地防災対策工事助成」など、崖地対策に有効な事業を引き続き積極的に推進すること。また、所有者不明土地（崖地）があるため崖地対策が進まない場合がある。所有者不明土地の所有者特定に向けた取り組みを進めること。また、その相談窓口をつくること。
2. 鴨居駅前道路の交通混雑が激しいため、路線バスが大幅に遅れる。また、交通混雑する車の脇は十分な歩道が確保できず、歩行者空間としても問題である。混雑緩和と歩行者の安全確保には、山下長津田線の鴨居工区の早期完成が不可欠である。工事の財源確保も含め、国土交通省に対して要望活動を行うこと。
3. 鴨池大橋下の鴨居交差点は、横断歩道の場所が限られるため横断歩道を外れて横断する人などが見受けられ危険である。歩車分離型にして、交通混雑の緩和と歩行者の安全確保を図ること。
4. 鴨居駅前ロータリー内の路線バス時間調整待機が、ロータリー内と周辺道路の混雑を招いている可能性がある。一方、路線バスの定時運行の妨げに緑車庫と鴨居駅間の道路混雑があるとも言われている。バス事業者だけではなく、駅前ロータリー内の混雑緩和の抜本対策を検討すること。
5. 地域のボランティア、自治会、NPOなどのグループが関わる交通手段の実例を、事例発表会などとして開催し、区内の路線バスが通っていない地域の足の確保のために役立てること。
6. JR横浜線志茂踏切から鶴見川下に至る道路は、鶴見川の土手へ向かう場合、その先の曲がり角が90度に曲がるため狭く曲がりにくいため、後続の車が踏切内で停止せざるを得ないことがあり大変危険である。鶴見川の土手下を管理する神奈川県と調整し、曲り角になると部分（車両が容易に曲がれる程度）道路用地として提供していただき、道路及び曲がり角の拡幅を行うこと。同時に、拡幅後に大型車の侵入を制限すること。
7. 街区公園にトイレが設置されているところは少なく、不便であると同時に、不衛生な行動が苦情として寄せられることがある。一方、震災時には、いっとき避難場所としての利用やトイレ利用などの必要性も考えられることから、区の震災対策施策の一環として自治会や住民に対して設置に向けた検討を呼びかけ、整備推進に取り組むこと。

8. 市営バス 40 系統については、運行便数が少なくなり駅構内の自家用車利用も減る 20 時以降は、長津田駅南口広場へ入構し、利用者の利便性向上を引き続き検討すること。
9. 市営バス 40 系統のバス停「玄海田公園」（長津田駅前方面）は、平日、土・日を問わず利用者が多いにも関わらずバス停の屋根などが設置されていない。早急に屋根の設置を進めること。また実現にあたり神奈川中央交通との協議などを行うこと。
10. 緑区には子供たちが水泳や水に親しむプールがない。近隣の区のプール利用ではなく、区内に気軽に行けるプールを新設すること。もしくは、その代替えとして区内民間スポーツ施設のプールが利用できる取り組みを検討すること。
11. 長津田駅北口のペデストリアンデッキに雨天時の対応ができるよう屋根の設置を検討すること。
12. 引き続き、横浜市道「北八朔南部 208」の拡幅整備を進めること。

青葉区

1. 地域の担い手不足が顕在化するなか、区民活動支援センター等におけるコーディネート機能を一層強化すること。また、地域課題解決をボランティアで行うだけでなく、社会的起業を一層促進し、シニアだけでなく、年代等問わず、新たな担い手がビジネスの領域から生まれていくよう、経済局等とも連携して取り組むこと。
2. 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」にともない、青葉区においても、自転車が安全に利用され、歩行者が安心して通行できるよう、駐輪場の整備や歩行空間の安全確保、啓発に務めること。
3. 最近増えている集中豪雨等、予測しかねる雨量を考慮した、また環境問題も考えた道路・下水道・遊水池やトンネル橋脚等、インフラを含めた再整備を早急に進めること。
4. 市営地下鉄3号線の延伸については、国や川崎市など関係機関との協議・調整を迅速に進め、早期に事業着手すること。
5. コミュニティFMとの連携による、スマートフォンアプリを活用した防災情報や、区の情報発信については、一層の推進を図り、利用者の増加や、利便性の向上に取り組むこと。また、区が発信する情報だけでなく、民間の情報も合わせて発信し、市民生活の向上に寄与できるような改善、もしくは新たな公民連携によるスマートフォンアプリの開発を行うこと。
6. 区内に身体障害者・知的障害者・精神障害者の通所する事業所が少なく、縁区・都筑区の事業所を利用している。地域偏在を解消するため、種別ごと、地域ごとの整備計画を立てること。
7. 青葉区内で地域活性化や、社会課題の解決、コミュニティ形成などに取り組む団体が、市や区の事業の中から、または無関係に生じていく中、区職員も自治会町内会との関係にとどまることなく、幅広く地域活動団体と交流し、区職員ならではのコーディネート機能を形成し、発揮することで、青葉区のコミュニティ活動の更なる活性化に寄与すること。
8. 無電柱化の推進について、防災力向上は重要であり、駅前等の歩行者や自転車、自動車等の交通が集中する場所についても、優先的に、早期に無電柱化が実現されるよう、関係局と連携を強化し、推進すること。

9. 都市の魅力づくりの一環として、図書館の充実に他都市が取り組む中、東京との近接性の高い青葉区においても、人口増加策の一環として、また従来から図書館ニーズの高い市民に応えるために、図書館の設置方針「1区1館」を見直し、青葉区に図書館を施設できるよう、青葉区は教育委員会に積極的に働きかけること。また、教育委員会は設置方針を見直すこと。
10. 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行にともない、市民、区民の受動喫煙を防止し、合わせてポイ捨ても防止するために、喫煙禁止地区を青葉区内に新たに設定し、鉄道事業者等の民間事業者とも協力をして、駅前などの屋外に喫煙所を設置するなど、対策を行うこと。
11. 小中学校の教育支援ニーズを充足するために、横浜教育支援隊や地域の社会福祉協議会、主任児童員と学校が連携を推進し、ボランティア人材の確保の取り組みを強化すること。
12. 交差点の事故対策や、通学、通園路の安全確保については、自治会等、地域の皆さん、保護者の皆さんとの声に寄り添うとともに、従来以上に、青葉警察署を含めた関係機関との連携を強化し、縦割りになることなく、迅速な対応を行い、より高い安全を確保できるよう取り組むこと。
13. 特に青葉区においては、小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所が少ない。引き続き未整備圏域における整備を推進すること。

都筑区

1. 地域の美観を損ねるだけでなく、犯罪を誘発する恐れがある落書き・放置自動車・不法投棄ごみ等の早期解決に継続して取り組むとともに、道路・公園などの公共空間の防犯性を高めるため、多世代の市民参加・協力を得たハード・ソフト両面の安全な住環境づくりに都筑警察及び関連団体と積極的になお一層推進を図ること。
2. 視覚障がい者の安全を確保するため、「地域でつくる安全マップ」や警察等と連携して区内の病院や鉄道駅周辺の横断歩道を中心に「エスコートゾーン」を整備するなど、ユニバーサルデザインの街づくりを積極的かつ継続的に推進すること。
3. 歩行者・自転車の安全対策につき、これまでの区内での実証実験を踏まえ、幹線道路への自転車専用通行帯などの設置などで快適な自転車道ネットワークの整備を関係機関と連携して引き続き進めること。
4. 自動車に依存しなくても安心して生活できるよう、港北ニュータウン内外のバス路線の強化、都田・池辺地区に続くコミュニティバスの導入可能性の検討など、高齢社会に対応した公共交通施策の充実に引き続き具体的に取り組むこと。
5. 区民文化センターの建設は、選定された事業者と意思疎通を図りながら、市（区）は、建設に際して、隣接区域を含めた当該地区の賑わいと生活環境の向上を確保すること。あわせて交通の安全の確保の観点に立ち、周辺区域と当該地との交通導線計画を立案すること。
6. 都筑ふれあいの丘駅前において、交通局が所有する未利用の駅敷地を活用し、駅前の賑わいと住民の交流に資するような商業施設と一体的に住民の地域の活動拠点となる施設を開設すること。また、県及び警察に交番の設置の具体的な検討が始まるよう、強力に働き掛けること。
7. 富士見が丘地区における交通局が管理する未利用地につき、同地区的連合町内会など地域の要望を十分に理解した上で、時間的な目途を持って、利用方針を決定していくこと。
8. 区内の道路について、道路本体、外線や街路灯、街路樹等の附帯物も含め、適切な管理が十分行われているとは言えない現状がある。常に望ましい状態で区民が利用できるようにするために、適切な維持管理を図るのは当然であるが、そこに止まらず、維持管理手法などについて今後の整備の方針や計画を明らかにすること。

9. 市内一居住者の平均年齢が若い一方で、地区によっては高齢化や独居化が進んでいるなどの区の現状を十分酌み、必要とされる行政サービスを、これまで以上に的確に分析し、捉え、それを適切に提供できる職員配置や予算配分を行っていくこと。
10. 港北ニュータウンの街づくりは、当初の理念を生かしつつ、地域特性や時代の変化を反映させて進めていくこと。その際に大切なのは、住民の声を十分聴取し街づくりの方向性について合意を図ることであり、行政の不作為によって住民間の紛争を招かないことである。区や都市整備局などの関係部局は、責任をこれまで以上に自覚し、具体的な方策の検討と実施を進めていくこと。
11. 区内各所で散見される、スクールゾーンや生活関連道路などの交通危険個所における安全確保に向けて、通行自動車等に対して、法令内の速度順守、危険運転の防止を図るための効果が上がる対策の実施を、警察と連携し、土木事務所を中心に行き組んでいくこと。その際、危険標識やカーブミラーの増設などの具体的な方策の実施を行い、まだ十分と言えない成果を、目に見えるものとしていくこと。
12. 区内にある鶴見川水系の河川流域で、一定の雨量想定時の水害が心配される地域の住民や事業者に対して引き続き、そのリスクについて啓発を行うこと。また、定期的な浚渫等の適切な管理がまったく出来ていない河川区間、あるいは浚渫等の途中である河川区間が見受けられる。よって、その改善を図るため、住民や事業者へのリスクの啓発に努めるだけでなく、県などの関係機関に強く働きかけること。
13. 荘田南連合地区における地域活動等の拠点及び地域交流促進の場としてのコミュニティハウスまたは、それに相当する施設設置の考えを地域住民の声を聞きながら示し、設置に向かって検討すること。
14. 市営地下鉄センター北駅やセンター南駅の駅構内のスペースの活用を、利用者の利便性や快適性の向上の観点に立って、なお一層図ること。その際、例えばセンター南駅構内の空きスペースに、一般利用できるピアノ設置なども、他駅の例を参考に研究・検討すること。
15. センター北駅周辺の歩道においては、歩行時の躊躇や転倒防止の観点からも、歩行面の凹凸や陥没等が発生しやすいアスファルト舗装からブロック舗装へと補修方法を変更すること。

戸塚区

1. 区内河川の早期改修と親水環境整備・水量と水質保全対策に万全を期すこと。また、こども達が生き物などと直接触れ合え、区民の憩いの場として水辺広場の整備や遊水地の有効利用（公園・スポーツ広場）を講ずること。
2. 健康の維持増進を目的とした散歩や歩こう会、幼児遠足などにて近隣公園の利用が増加傾向にある中、公園でのトイレ対策は課題の一つ。区内の公園内に設置してあるトイレで、閉鎖されている個所については、出来る限り再整備にて誰もが利用し易い公園となるように再開に向けて環境改善に努めること。
3. 国道1号線吹上周辺の環状線及び横浜高速環状南線接続周辺の工事が本格化しているが、バス停の安全利用及び、周辺の安全対策をしっかりと進め、事業の早期完了に向けて取り組みこと。
4. 横浜新道上矢部インター下り線出口の早期整備を図り、富士橋交差点の改良も合わせ、周辺の交通対策・安全対策を進めること。
5. 上矢部インターは冠水することが多いことから、大雨時の冠水注意表示を早急に設置すること。また、排水機能の強化を図り、冠水しないような改善に取り組むこと。
6. 東戸塚駅の混雑緩和に向けては様々な検討から対策を進めているものの、利用者に対する情報発信が乏しい。早期、中期、長期と計画性ある改善をしっかりと利用者へ情報発信すること。また、ホームドアの設置は、32年度以降の計画となっているが、ホームの幅員が狭いことから利用者の安全を守る上で、出来る限り早期の設置に取り組むこと。
7. 深谷通信所の跡地利用の整備方針・事業化が確定するまでの間、暫定利用に関しても複数年での利用契約が出来る様に、国との調整をすすめること。
8. 引き続き、区内の産業振興の促進と雇用創出に努めること。
9. 戸塚駅東口の企業人口が増加することから、元吉倉橋（人道歩道橋）の通行は今まで以上に通行に支障を来たすことが予測できる。地域住民や小学生の生活上の通行に配慮する上でも、人道橋の架け替えを早急に検討すること。また、高齢者や障がい者、子育て中の方なども含め、階段のみの人道橋は利用が困難な状況から、エレベーター・スロープの設置も検討すること。元吉倉橋下の道路に横断歩道の整備にて信号機設置など、平地での移動手段の改善も含め、早期に必要な対策を講ずること。

10. 区内の大型近隣公園の駐車場整備を検討し、多くの方が利用出来る環境整備に努めること。
11. まいおか虹の家の運営を指定管理者制度の公募で決めること。また、貸し会議室などの利用料が高額なので、他の区内の会議室と同額にし、市民に情報公開すること。
12. 柏尾町の放課後児童クラブが暫定利用している、市有地と建物の継続利用に努めること。
13. 吉田町側のアンダーパス交差点の渋滞緩和に努めること。また、吉田大橋一上倉田間の通行量も増えている。安全性の観点からも駒立橋横断付近の照明照度を高め、交差点に信号機の設置も検討すること。
14. 吉田町のイオン跡地が現在工事されているが、工事終了後も含め、周辺の道路が夜間にも安心安全な歩道のため、外灯設置の検討をすること。
15. 戸塚駅東口のタクシー乗り場が鳥の糞害にて、多くのタクシー利用者が被害を受けていることから、早急に対策を行うこと。
16. 戸塚駅や東戸塚駅などの駅周辺の無電柱化を早期に実現を図ること。
17. 箱根駅伝のルートにおいては、変更前の旧1号線を走るルートに戻し、多くの区民が応援でき、戸塚駅周辺が全国に発信される様に、粘り強く関東学生陸上競技連盟に働きかけること。また、箱根駅伝のルートの歴史や変更理由などを区民にわかりやすく情報発信すること
18. 戸塚駅バスセンター入口交差点の横断時間の改善が行なわれているものの、未だ横断時間内に渡り切れずに危険な状況を目の当たりにする。事故が起きる前に、高齢者や障がい者などへの配慮した時間設定か横断方法の変更など、様々な検討を行なうこと。
19. 日立北側角のT字路に自動販売機による死角がある。(戸塚区吉田町590(タイムズ戸塚吉田町第3) 早急に「止まれ」標示の再塗装を行うこと。
20. プロムナード矢部南側入口横断歩道周辺が木や電柱が視界を邪魔して歩行者が見えにくくなっている。また、下校時、横浜未来看護専門学校側からの見通しが悪く、車両から歩行者を確認しづらく危険である。横断歩道側の木を伐採すること。

21. プロムナード矢部北側入口（ブリヂストン社宅付近）今後の入居者増に伴い交通量の増加が見込まれることから、横断歩道の設置を図ること。

22. 上倉田第四公園前の道からプライズ・ヒル方面への道だが、上倉田第四公園より上から歩いてくる歩行者にとって、横断歩道が上倉田第四公園下まで無いため、ガードレールがない路側帯を歩くことになる。カーブがある下り坂になっており、車もスピードを出して来るため大変危険である。道路に関してはガードレールも路側帯の白線もない。この道は舞岡方面に抜ける抜け道となっており、交通量も増えている。また、車が下り坂からスピードを出して走行するため、歩行者にとって危険があるので、路側帯のカラーベルト設置を行うこと。

栄区

1. 笠間交差点の改良事業にあたっては、引き続き、地域の声を十分反映しながら、できるだけ早期に慢性的な渋滞解消を図ること。
2. 環状4号線の未整備地区を始めとした区内の歩道について、ベビーカーや車椅子、高齢者や児童などが安心して安全に通行できるよう、障害物や段差の解消を図ること。
3. 横浜環状南線の栄インターチェンジについては、地域活性化の観点から「道の駅」や市民利用施設など、地域の声を反映したうえで整備すること。
4. 笠間地区については、他市との境に位置することから、市民利用施設が利用しにくい環境にある。このような実態を考慮し、個別に補完できるような環境整備をすること。
5. セーフコミュニティーの再認証を受け、更なる「災害安全」を図っていくこと。また、大地震をはじめとした大規模災害時における、高齢者や災害弱者に情報を伝達するシステムの構築や避難場所の確保、管理を徹底すること。
6. 市民が憩い・集いながら学べる場として、栄図書館にカフェ等を併設することを検討していくこと。また、本の返却が容易に出来るよう返却ポストを図書館前以外にも利便性の高い場所に設置してすることを推進する
7. 高齢者を狙った振り込め詐欺や、悪質商法を未然に防ぐよう、引き続き情報提供に努めること。また、お子様や高齢者世帯が安心してくらせるよう、住宅地に街頭の設置、防犯カメラの設置をすること。
8. 庄戸中学校の跡地利用における事業者公募について、結果を速やかに区民に伝えること。また、内容・工事説明会等を開催し、地元の協力を得ながら、地域住民の生活の質の向上に資する施設を整備すること。
9. 横浜環状南線における脱硝装置の必要性について、引き続き、事業者と国に要望して行くこと。

泉区

1. 旧深谷通信所跡地の利用に関わる事項

- 旧深谷通信所の跡地利用基本計画とともに、段階的な整備計画が示すことで、暫定利用の基本方針に従い、多くの市民が利用できるように工夫すること。また、上下水道をはじめインフラ整備を早期に行い発災時の機能を確保すること。
- 環状3号線区内区間及び環状3号線・環状4号線と旧深谷通信所をつなぐ各連絡道路の事業計画を示すこと。
- 公園型墓園が具体的に提示される一方で、市全体の墓地需要を賄う当地以外での墓園整備計画が示し、住民理解が得られるようにすること。
- 防犯・防火・不法投棄対策を一層強めるために、適切な除草作業や見回りを行うこと。

2. 神明台処分地は、適正な維持管理を行いながら、跡地利用について近隣区も含めた検討委員会を設置し、具体案を示していくこと。また、住宅地との隣接部分では樹木のせん定を定期的に行い、住環境への配慮を行うこと。

3. 外国人材の受け入れが課題となることを見据えて、また、在留外国人の支援も含めて、国際交流ラウンジ「いずみ多文化共生コーナー」を十分に機能させる運営のあり方を示し、地域団体との連携強化を続けること。

4. 旧いちょう小学校の跡地利用については、その活用案を早急に示すこと。また、旧いちょう小コミュニティハウスの管理運営については、他のコミュニティハウス同様に取り扱うこと。

5. いずみ野駅周辺の市街化調整区域は市街化区域に接していることから、市街化区域に編入し、計画的なまちづくりを行うこと。

6. 長後街道の無電柱化をさらに延伸し、緊急輸送路としての役割を果たせるように取り組むこと。

7. 泉ゆめが丘土地区画整理事業は泉区の拠点形成において重要な事業であることから、早期完成にむけて着実に事業の進捗を図るとともに、環境未来都市のモデル地域として、組合とともに進めること。

8. 和泉川や阿久和川の改修未整備区間を早期に整備し、最近頻発する豪雨に対応できるようにすること。

瀬谷区

1. 米軍上瀬谷通信施設返還後の跡地利用については、市民の声を生かしつつ瀬谷区の賑わいに寄与する計画とすること。及び、LRT などの新交通システムや公共インフラ整備計画を早急に進めること。特に、花博の開催や「横浜の西の玄関口」にふさわしい街づくり計画を推進すること。
2. 区内都市計画道路の整備促進と歩行者の安全を図る歩道の整備を進めること。また、自転車専用通路の整備を進めること。
3. 区内5河川の親水性の向上と氾濫防止のための改修を促進していくこと。あわせて、阿久和遊水地の有効利用を図ること。
4. ニツ橋区画整理事業の促進と三ツ境下草柳線の早期整備。及び地権者の権利を制限している事業未着手地区の計画を再検討すること。
5. 県営細谷戸ハイツ内の県有地である公益用地と公園用地について、本市の青写真を早急に作成し、県に示し、早期移管を求めること。
6. 瀬谷駅南口再開発事業の促進と区民文化センターの早期整備。特に、瀬谷駅南口再開発事業については当初計画区域全体の計画像を示すこと。
7. 三ツ境駅北口利用者から要望の強い公衆用トイレを早期に新設することについて、さらに可能性を検討すること。
8. 上瀬谷通信施設返還に伴い、海軍道路（環状4号線）にバス路線を整備するとともに、区内の交通ネットワークを再検討し、新たに民間の協力を得てコミュニティバスを運行すること。
9. 遊休化している県営阿久和団地の雨水調整池の市民利用を早期に検討するよう、県と交渉すること。
10. 瀬谷区の生態系を守るために自然回復に取り組んでいるNPOなどと協力し、木タル再生プロジェクトを支援すること。

議員団控室

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁内

TEL 045-671-3028 / FAX 045-681-2410

ホームページ(各議員へのリンクあり) <http://www.dpj-hama.org/>